

第3期加西市子ども・子育て支援事業計画  
(素案)

令和6年10月

加西市

## 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画期間 .....	3
4. 計画策定体制と経過 .....	3
5. 計画策定にあたってふまえるべき事項 .....	4
第2章 計画の基本的な考え方 .....	6
1. 基本理念 .....	6
2. 基本的な視点 .....	6
3. 施策の体系 .....	8
第3章 計画の推進 .....	9
1. 行政機関の連携 .....	9
2. 市民や地域との連携 .....	9
3. 子育て支援に関する情報提供と周知 .....	9
4. 計画の進行管理 .....	9
5. 計画の評価 .....	10
第4章 子ども・子育て支援における本市の取り組み .....	11
1. 安心プロジェクトⅠ お金が安心 .....	11
2. 安心プロジェクトⅡ 教育・保育が安心 .....	14
3. 安心プロジェクトⅢ 生活の安心 .....	18
4. 安心プロジェクトⅣ 相談できて安心 .....	19
5. 安心プロジェクトⅤ 「みんなでつくる」加西の安心 .....	22
第5章 教育・保育事業と地域子ども子育て支援事業の提供 .....	25
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	25
2. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期 .....	25
3. こども誰でも通園制度の見込みと確保内容・実施時期 .....	27
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期 .....	28
資料編 .....	38
1. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 .....	38
2. 第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析 .....	49
3. 「加西市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」の進捗状況 .....	60
4. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 .....	66

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 27 年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

中でも、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成 29 年6月）等に基づき保育の受け皿の整備が進められた結果、令和5年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されました。

しかしながら、少子化の進行には歯止めがかからず、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が 80 万人を下回りました。国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年に発表した推計では、出生数が 80 万人を下回るのは令和 15 年と予測されており、予測以上の速さで少子化が進行している状況がみられます。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、子どもや子育て世代の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

このように、子どもや子育て世帯を取り巻く状況の厳しさが増す中で、様々な困難や課題に対応するため、令和4年6月には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記されました。また、令和5年4月には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、より一層の子ども・子育て支援の充実が図られています。

このような状況の中、本市では、平成 27 年3月に「加西市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和4年 10 月には保育料無料化をはじめとした本市独自の「5つの無料化」を開始したほか、令和6年4月母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こどもサポートセンター」を開設しました。同年6月には「子ども・子育て支援法」等の改正により新たに創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についても、県内でも先駆けて、同年6月より試行的事業を開始するなど、子どもや子育てを支える体制の充実を図ってきました。

このたび、「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、本市の子どもを取り巻く現状をふまえ、新たな課題への対応を含め、子どもや子育ての一層の充実を図るため「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、加西市総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけられます。

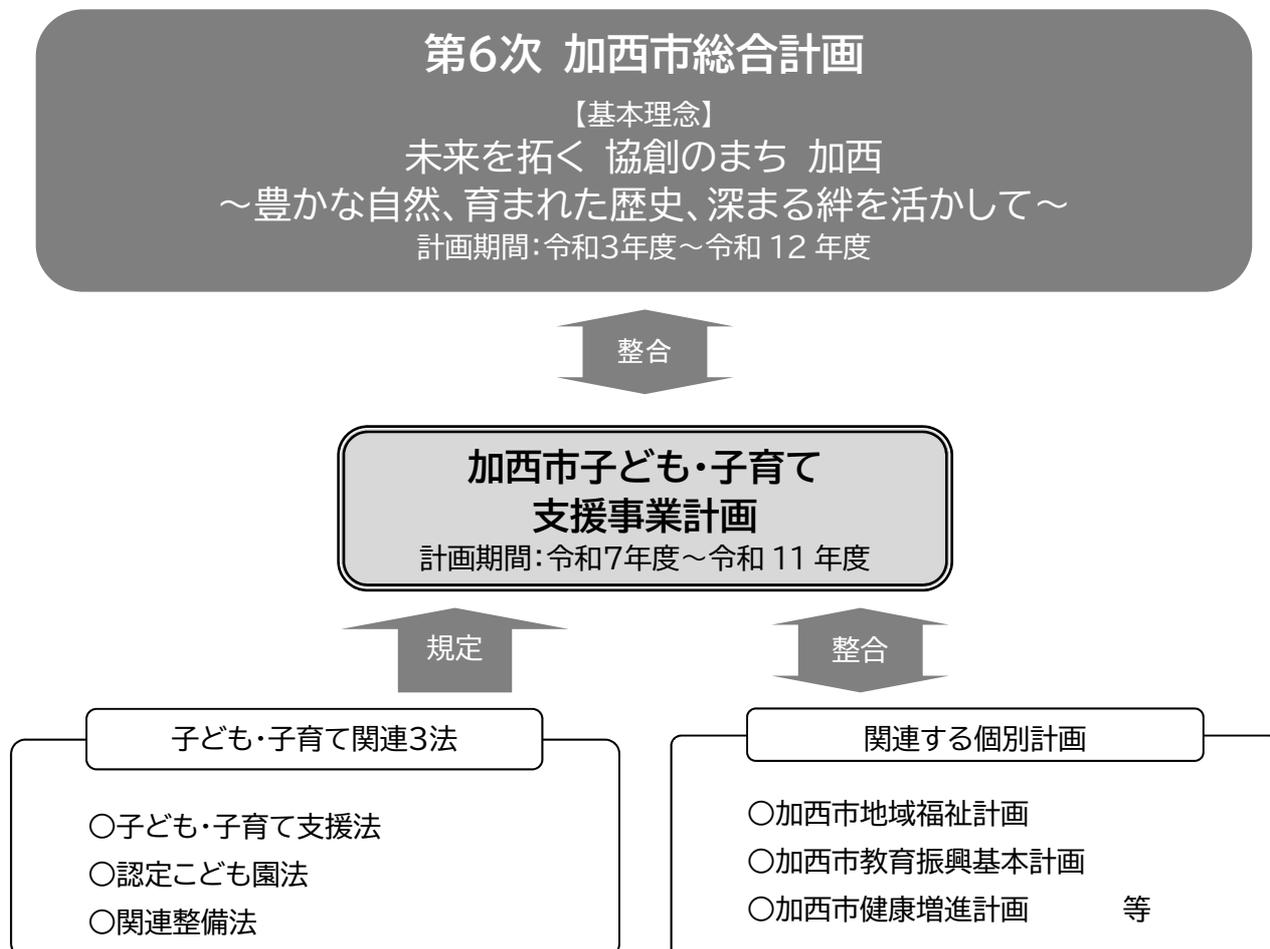
また、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画とします。

### (2) 計画の対象

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、特に妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、「子ども・子育て支援法」が定める就学前の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業を対象とします。

### (3) 関連計画との関係

本市の最上位計画である加西市総合計画をはじめ、加西市地域福祉計画、加西市教育振興基本計画、加西市健康増進計画等との整合を図ることとします。



### 3. 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。そのため、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第3期計画期間									
					第4期計画期間				

### 4. 計画策定体制と経過

#### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者1,187人、小学生の保護者1,471人を対象として、「第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (2) 認定こども園・小規模保育所対象調査

教育・保育の提供体制の充実、また、子ども・子育て支援事業の充実におけた基礎資料とするため、認定こども園・小規模保育所を対象としたWEBアンケート調査を実施しました。

#### (3) 「加西市子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「加西市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

#### (4) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～令和●年●月●日にかけて、本計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募ります。(※今後実施)

## 5. 計画策定にあたってふまえるべき事項

---

### (1) 児童の権利に関する条約とこども基本法について

---

児童の権利に関する条約は、国連で1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された条約です。

この条約の中では18歳未満を「児童」と定義し、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が示されています。

令和5年4月に施行されたこども基本法は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、6つの基本方針が定められています。

本計画においても、児童の権利に関する条約、こども基本法の内容をふまえ、こどもが大切にされ、愛され、保護されるまち、親子が安心して幸せに暮らせる、地域で子育て世帯を見守り支える、「こどもまんなかのまち」の実現を目指すものとします。

#### 「こども基本法」の6つの基本方針



1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できたりすること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## (2) 持続可能な開発目標(SDGs)について

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、令和12（2030）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

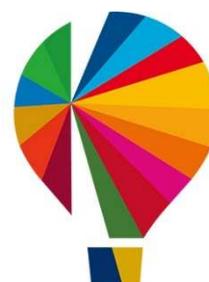
「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、子どもを取り巻く貧困、健康、福祉、教育等に関する課題解決に向けた方策を示す本計画でも共通する理念です。

本市は令和4年度にSDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、「SDGs未来都市」に選定されており、子ども・子育て支援においても、いつまでも暮らし続けたいと感じられる持続可能なまちの実現に向けた取り組みを推進します。

### ■SDGsの17の目標



### ■SDGs未来都市 加西市 オリジナルロゴマーク



SDGs未来都市  
加西市

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

---

## 安心して子どもを産み育てられる加西市づくり



本市では、第1期計画より「安心して子どもを産み育てられる加西市づくり」を基本理念とし、子育て支援施策の充実に努めてきました。特に、子育て支援の主要施策として令和4年度より開始した本市独自の「子育て応援5つの無料化」は、アンケート調査結果からみる市民(受益者)の満足度も高く、「子どもをもう1人持ちたい」という意欲にもつながるなど、基本理念の実現に向けて大きく前進する契機となりました。

今後も、上記の基本理念のもと、令和5年度に施行された「こども基本法」の内容もふまえながら、本計画の推進により、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援し、子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めます。

### 2. 基本的な視点

---

#### (1) 子どもの視点に立った支援

令和5年度に施行された「こども基本法」では、児童の権利について定める国際条約である「児童の権利に関する条約」の理念に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの生命や人権を守るための6つの基本方針が掲げられています。

本市においても、本市で育つすべての子どもの権利を保障し、家族や地域の人々の愛情の下に他者とのふれあいを通じて健やかに育ち、基本的な生活習慣や社会性を身に付けながら一人ひとりが自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができる「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざします。

そのため、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、教育・保育の利用を希望するすべての子どもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容および水準で提供できる体制の確保に努めます。

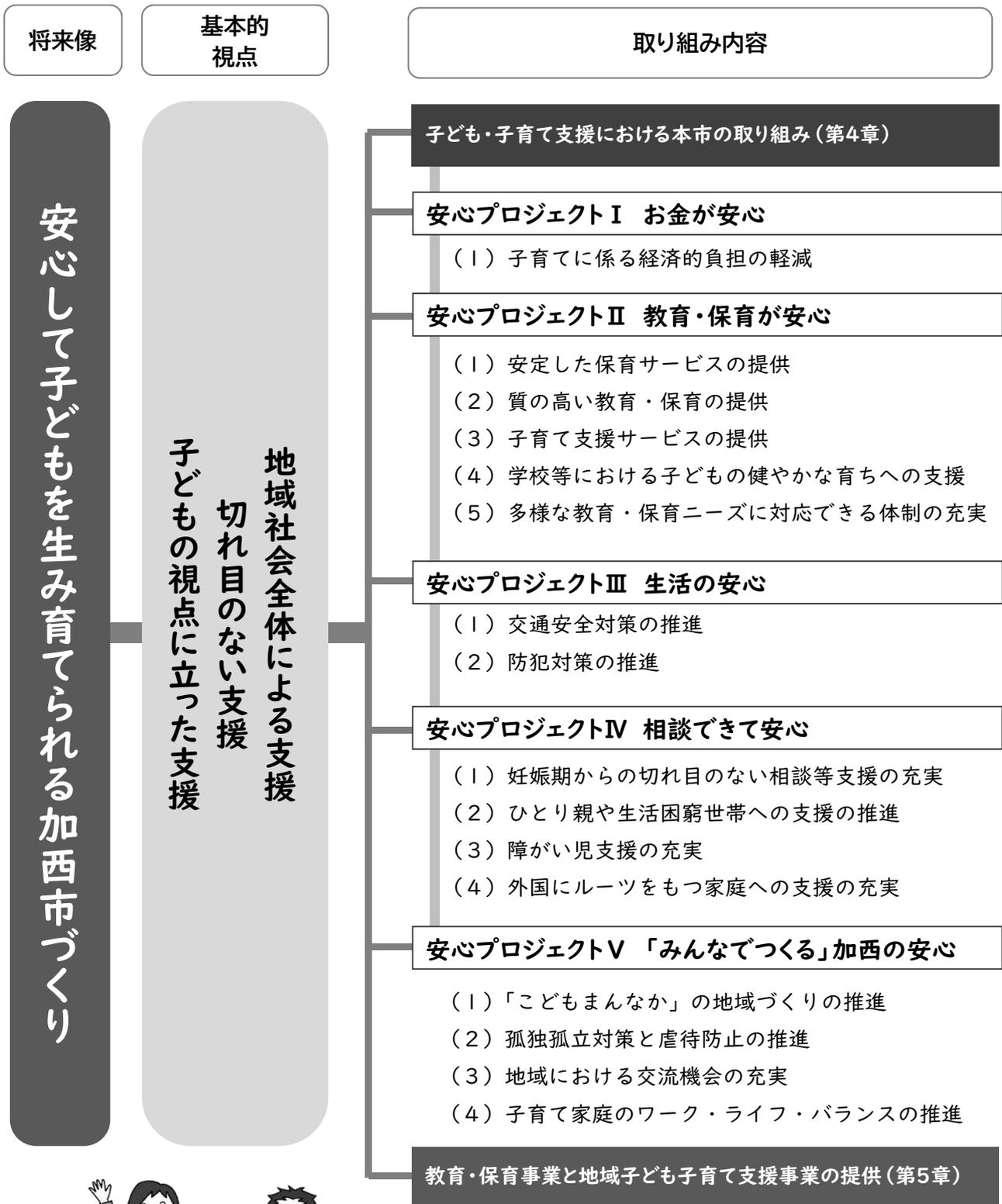
## (2) 切れ目のない支援

身近な地域で安心して子育てができる環境を整えるため、行政と関係機関が連携し地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、すべての家庭および子どもに対して妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。また、保護者は、子どもの成長や自分自身の子育て等について様々な悩みや不安を感じながら日々子育てに励んでいます。そのような保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行うことで不安の解消を図り、子どもを生み育てる喜びや楽しみを感じられるよう支援します。さらに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援し、親として成長する機会の充実を図ります。

## (3) 地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、行政をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、学校や園、子育て支援を行う施設、企業・事業所等の社会のあらゆる分野における機関や人々が、子ども・子育て支援の意義や重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。また、子育てや子どもとの関わりを通じて保護者はもとより地域の人々がともに成長し、子どもへのあたたかなまなざしや他者への思いやりを育むやさしいまちを築きます。

### 3. 施策の体系



## 第3章 計画の推進

### 1. 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みは、本市が単独で実施できるもののほかに制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

### 2. 市民や地域との連携

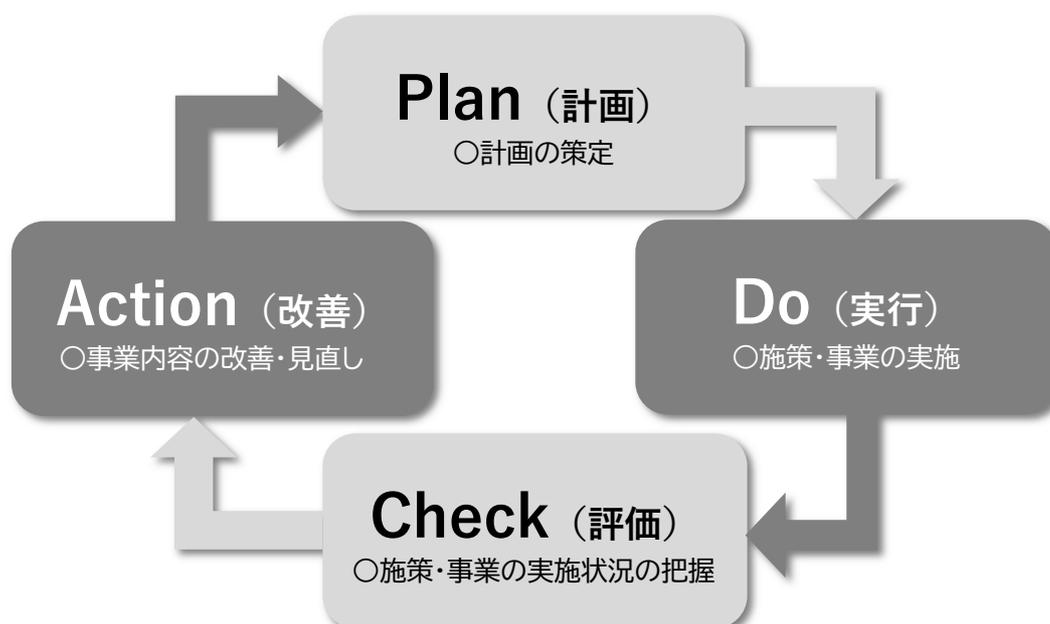
子どもや子育て家庭をとりまく、認定こども園、小規模保育所、学校、地域住民、民生委員・児童委員、事業者等、多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備等を行い、市民や地域との連携のもと計画を推進します。

### 3. 子育て支援に関する情報提供と周知

子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、広報紙のほか「加西市子育てハンドブック(かさい子育て応援ガイド)」による支援内容の周知や、加西市WEBサイト、加西市公式 SNS 等を通じて情報発信を行うなど、様々な媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。

### 4. 計画の進行管理

計画の進行管理について、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「加西市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況等を点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて改善・見直しを行う、PDCA サイクルに沿った進行管理を推進します。



## 5. 計画の評価

---

### (1) 年次評価

計画の評価を推進するに当たり、各施策の進捗状況の評価・見直しを毎年行います。

### (2) 評価指標による検証

本市では、市民（受益者）目線での子ども・子育て支援施策等の評価を行うことを目的として、子育て支援に関するアンケート調査をもとにした評価指標を設定しており、第3期計画について、以下のように目標を設定します。

評価指標の達成状況

基本理念	評価指標		令和5年度 実績値	令和10年度 目標値
安心して子どもを生み育てられる加西市づくり	子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合	就学前	10.6%	増加
		小学生	6.6%	増加
	加西市での子育てに満足あるいはどちらかといえば満足と答えた人の割合	就学前	69.8%	増加
		小学生	54.5%	増加

## 第4章 子ども・子育て支援における本市の取り組み

### 1. 安心プロジェクトI お金が安心

「5つの無料化」をはじめとした経済的支援により、  
子育てにかかる「お金の安心」に取り組みます。



#### (1) 子育てに係る経済的負担の軽減

##### ●「5つの無料化」の継続的实施

子育て支援として、本市が独自に取り組む「5つの無料化」について、市民ニーズに応じて継続的な実施に努めます。

##### 〈参考〉本市が取り組む「5つの無料化」

保育料の無料化	0歳児から5歳児までの子どもが認定こども園に通う場合の保育料について、第1子からの無料化に取り組みます。(※)また、認可外保育施設に通園する場合、3歳児から5歳児は37,000円、0歳児から2歳児は42,000円を上限に補助します。
給食費の無料化	就学前の保育施設含め、市内保育施設と小中学校、特別支援学校の給食費の無料化に取り組みます。(市内居住者で市外の園や学校を利用している子どもも対象)
こども医療費の無料化	0歳から高校3年生(18歳に達した年度末)までのこども医療費の無料化に取り組みます。
オムツ等の無料化	生後3か月から満1歳になる月までの子どもを養育する家庭を対象に、毎月1回、子育て経験のある配達員等が子育て用品を配達するとともに、子育てに関する相談支援や情報提供を行います。
病児・病後児保育の無料化	生後6か月から小学校6年生の病気療養中・病気回復期で、家庭・集団での生活が困難な子どもが病児・病後児保育を利用する場合の利用料の無料化に取り組みます。

※市内居住者で市外の園を利用する場合の保育料も無料化の対象となります。

※健康診断や予防注射に係る費用は対象外となります。

##### ●若者世代への家賃補助の推進

若者世代の市内への定住を促進し、持続可能かつ活力のあるまちづくりを図るため、新婚世帯や子育て世帯を含めた若者世代への家賃補助を推進します。

### 〈参考〉若者世代の家賃補助について

加西市新婚世帯向け家賃補助制度	新婚世帯の加西市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助します。
加西市若者定住促進住宅補助制度	定住人口の増加による地域の活性化を図るため、加西市内に住宅を新築または購入し居住する若者世帯や子育て世帯に対し補助金を交付します。

### ●各種手当の支給

子育て支援として、本市が独自に取り組む「5つの無料化」について、市民ニーズに応じて継続的な実施に努めます。

### 〈参考〉各種手当について(※)

児童手当の支給	児童を養育している方に対し、児童が0歳から18歳に達した年度末までの間、児童手当を支給します。
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を目的に児童扶養手当を支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育する方に対し、特別児童扶養手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。
重度心身障害者(児)介護手当の支給	在宅で概ね6か月以上寝たきりの状態にあり、日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者(児)の介護者に対して重度心身障害者(児)介護手当を支給します。

※児童手当は令和6年度より所得制限が撤廃されていますが、その他の手当てについては、世帯の所得の状況や、児童の状況により支給額が異なります。

### ●出産・子育て応援給付金の支給

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届や出生届の提出時に面談を行い、必要に応じて子育て支援サービスの紹介等を行うとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、面談を受けた方に対して、出産・子育て応援給付金を支給します。(金額:妊娠届を提出した妊婦一人につき50,000円、出生届が出された子ども一人につき50,000円)

### ●不育症治療費の助成

不育症(2回以上の流産や死産などがあること)の検査・治療を受けた夫婦に対して、経済的負担を軽減するため、治療費を助成します。

### ●新生児聴覚検査費の助成

新生児聴覚検査に要した費用の全額を助成します。

### ●未熟児の養育医療費の給付

市内に住所を有する身体の発育が未熟なまま生まれた乳児（未熟児）で、指定養育医療機関において入院養育を行う必要があると医師が認めた人に対して養育医療の給付を行います。

### ●予防接種に係る費用の助成

1歳以上15歳以下の子どもと産後1年未満の産婦のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。また、おたふくかぜワクチンについても、1歳児と年長児を対象に、費用の一部を助成します。（※）

※インフルエンザは年度内に1回限り2,000円、おたふくかぜは接種費用の2分の1（上限3,000円）を助成

### ●高校奨学金支給事業

向学心に富み進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により高等学校等の修学困難な学生を支援するため、生活保護世帯や生活困窮者世帯の子どもが高等学校に進学する際の学費について、月額6,000円を給付します。

## 2. 安心プロジェクトⅡ 教育・保育が安心

---

多様な保育ニーズに応えるためのサービスを提供するとともに、質の高い公教育を推進し、次世代を生き抜く人材の育成を図ります。



### (1) 安定した保育サービスの提供

#### ●充実した教育・保育の提供

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、子どもの育ちと学びの連続性を図るという立場から、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

#### ●私立園との連携と支援策の充実

就労・家庭生活を支援する保育サービスを実施するには、職員配置の対応等の柔軟な運営が必要であり、私立園に見られる多様なニーズに対応した保育サービスは、私立園の大きな魅力です。私立園が自らの創意工夫によって、柔軟に保育サービスが提供できるよう、市は事業者と密に連携を図り、適切な支援策を講じます。

#### ●処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

保育教諭等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ります。

#### ●人材確保の推進

市内私立園への就業促進を目的として、合同就職説明会（保育士・保育教諭就職フェア）を開催します。

### (2) 質の高い教育・保育の提供

#### ●保育教諭等の資質の向上

保育の量の確保に加え、教育・保育の質の確保を行うため、保育教諭等の資質および専門性の向上を図るための研修を充実します。公私立園による合同研修の開催等、参加機会の拡大に努め、それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、情報や共通の課題を共有するとともに、職務能力の向上に取り組みます。

〈参考〉関連事業について

幼児教育研修講座	市内の公私立園職員を対象に、講演会を実施し、職員の専門性を高めるための研修を行います。
保育士等キャリアアップ研修会	私立園の保育教諭を対象に保育のスキルアップをめざす目的で、各分野の専門講師を招き、保育の質の向上を図る研修講座を開催します。

●幼児教育アドバイザーの育成・配置

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。

●本市独自の教育による「3C次世代型人材」の育成の推進

次の時代を切り開く、挑戦・協働・創造できる子どもの育成を目的に、市内の教育・保育施設との連携のもと、教育振興計画に基づいた本市独自の教育を推進し、就学前の段階から「挑戦(Challenge)」「協働(Collaborate)」「創造(Create)」の資質・能力を持った「3C次世代型人材」の育成に取り組みます。

〈参考〉本市の教育ビジョンについて

想像力の育成	ホンモノに触れ、「なぜ?」「知りたい!」「創りたい!」といった探究心を刺激することで、正解のない問題に挑戦し、多様な他者と協働し、新しい価値を創造する力を育むことを目指しています。
ICTの活用	ICTを活用しながら、「探究し知る学び」と「発想し創る学び」の2つの学びのサイクルを回すことを推奨しています。
多様な機関との連携の推進	学校だけの自前主義に陥ることなく、様々なステークホルダーと連携し、総合的な学校の時間を中心に、学校行事や特別活動など、あらゆる教育活動の場面で、新たな学びを展開していきます。

〈参考〉「3C次世代型人材」について



## ●スクールサポーターによるきめ細かな指導の推進

児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、以下のスクールサポーターの配置を行います。

### 〈参考〉スクールサポーターの配置について

スクールアシスタント	教員免許状をもった支援員によって、確かな学力や健やかな体の育成に向けての複数指導や専門指導、個に応じた指導や支援が必要な児童生徒への個別指導を行います。
スクールケアワーカー	健康や安全面において特別な支援や見守りが必要な児童生徒に対して、養護教諭免許状や看護師資格等をもった介助員を配置し、安心して学校生活を送れるよう支援を行います。
部活動指導員	専門的技術や指導力を有する人材を中学校に配置し、部活動顧問に対する技術指導面での支援や、生徒の技能と意識の向上を支援することで部活動の充実を図ります。
理科観察実験アシスタント	小・中学校に理科の専門性をもった人材を配置し、観察実験の準備や後片付け、授業での補助活動などを行い、理科授業の安全確保や充実・活性化を図ります。
スクール・サポート・スタッフ (かさい学校応援団)	学校事務の支援、学校図書館の整備等の業務に関して支援員を配置し、学校業務の円滑な運営を図ります。
ICT 支援員	学校での教育 ICT 機器使用に関して支援員を配置し、授業における児童生徒の ICT 機器活用の補助や授業者の教育活動補助を行い、GIGA スクール構想の推進を図ります。

## (3) 子育て支援サービスの提供

### ●プレママ教室・パパママクラブの開催

妊娠5か月以降の母親と父親（育児に参加される祖父母等）が、妊娠中の生活や出産後の子育てについて体験を通して学び、産後の母親の支援や育児協力について考える機会を提供します。

### ●産後ケアの推進

心身ともに不安定になりやすい出産後1年までの産婦に対して、心身のケアや育児支援を行い安心して育児に取り組むことができるよう産後ケア事業を行います。また、事業を利用しやすいような体制整備を図り、利用料金の一部公費負担を実施します。

### ●離乳食講習会の実施

離乳食の進め方や作り方について、実際の調理をみながら学ぶことができるよう、離乳食講習会を実施します。また、乳幼児健診等の機会や市の公式 YouTube チャンネルでも離乳食の進め方等に関する情報発信を行います。

## ●すこやか絵本事業の実施

絵本を通じて親子の触れ合いを促進することを目的に、1歳6か月健診受診者に2冊の絵本のプレゼントを行います。

## (4) 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

### ●年長児を対象とした体験入学・入学説明会の実施

年長児が学校生活や学習への憧れや期待をもって入学できるよう、小学校での授業参観・学習体験等を実施します。

### ●学校と連携した相談等支援の推進

小中学校におけるSOSの出し方教育に取り組むとともに、養護教諭やスクールカウンセラーが中心となって児童生徒が抱える様々な悩みや不安の相談を受け付け、解消を図ります。また、家庭の状況により世帯単位で支援が必要な場合、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や、福祉的支援の調整(コーディネート)を行います。

## (5) 多様な教育・保育ニーズに対応できる体制の充実

### ●多様な保育ニーズに対応できる体制の充実

病児・病後児保育や一時預かりの実施について、ニーズの増加に応じた受け入れ態勢の充実を図るとともに、こども誰でも通園制度による未就園児の一時預かり等、多様な保育ニーズに対応できる体制の充実を図ります。また、障がい児の保育を行うために、保育士等の加配を行った認定こども園等に対し、人件費の助成を行います。

### ●学童保育所の充実

就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもに対し、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供します。また、小学校の統廃合の計画もふまえながら学童保育所の利用ニーズの把握および入所予測を行いながら、施設の確保や安心・安全な環境づくりに向けた施設の修繕等を実施します。

### ●夏休み中の学童保育の受け入れ態勢の充実

夏休み限定の学童保育所の利用について、ニーズに対応できる体制の整備に向けて、期間中の支援員募集の周知を推進し、人員確保に努めます。

### ●不登校児童生徒の支援の推進

様々な理由で、教室に行くことが難しい子どもたちのために、総合教育センターに「ふれあいホーム」を設置し、安心して過ごせる場と学びの場を提供するとともに、多様な体験活動を通じ、自信や社会性の育成を図ります。また、市内全中学校においても、同様の目的のもと、「校内フリースクール」を設置し、安心して過ごせる場と学びの場を提供します。

### 3. 安心プロジェクトⅢ 生活の安心

---

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、  
地域と連携した交通安全対策や防犯教育に取り組みます。



#### (1) 交通安全対策の推進

##### ●交通安全対策の推進

交通安全の推進に向けて小中学校等と連携した交通安全教育に取り組むとともに、小学生の登下校時において、こども見守り隊等の地域のボランティアと連携した見守りや、青色防犯パトロール活動に取り組みます。また、自転車通学の中学生に対して、ヘルメット着用の徹底の呼び掛けを行うとともに、万が一、自転車事故を起こしても十分な補償ができるよう、学校を通じた自転車保険への一括加入を行います。

##### ●スクールバス等による通学支援の推進

令和8年度からはじまる小中学校の統廃合に伴い、遠方から通学する児童生徒が増加することから、通学中の児童の安全確保に向けて、順次、スクールバスの導入を進めます。また、令和7年度より、小学校の遠距離通学者の通学支援に取り組みます。

##### ●通学路の安全確保の推進

令和5年度に策定した「加西市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や、保育・教育機関、また警察署等の関係機関との連携のもと、通学路の合同点検を行い、安全確保を推進します。

#### (2) 防犯対策の推進

##### ●スマートフォンの適正利用やトラブル防止に係る啓発の推進

子どものスマートフォンの所有率の上昇に伴い、SNSを通じて児童生徒が犯罪被害に巻き込まれる事件が全国的に多発しています。学校と連携し、情報モラル教室や防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブル防止や、スマートフォンへの依存を防ぐための指導や啓発に取り組むとともに、児童生徒の保護者に対しても、学校だより等を通じて、スマートフォンの適正利用や子どもを犯罪被害から守るためのフィルタリング機能の利活用の推進に向けた啓発を推進します。

##### ●地域ぐるみの防犯体制の強化

地域住民、事業所の協力を得ながら、こども110番の家への登録と子どもの見守り活動を推進するとともに、「こども110番の車(本市公用車)」の活用を推進し、安心・安全に過ごせる環境づくりを推進します。

#### 4. 安心プロジェクトⅣ 相談できて安心

妊娠中からの切れ目のない相談支援に取り組みつつ、  
世帯の状況に応じ、必要な支援を提供します。



##### (1) 妊娠期からの切れ目のない相談等支援の充実

###### ●こどもサポートセンター(こども家庭センター)における相談支援の推進

妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け、様々な地域資源を活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整(コーディネート)を行います。実施にあたっては、親子の健康づくりを担当する健康課と相談・支援を担当する子育て支援課が連携して相談支援に取り組み、子ども本人からの相談も受け付けることで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目ない支援に取り組みます。

###### ●乳幼児健診や発達相談の推進

乳幼児健診や発達相談の機会を通じて、児童や保護者の心身の健康状態の把握を進めるとともに、育児相談や発達に関する相談を受け付け助言を行うとともに、必要に応じて継続的な経過観察や発達相談を行うなど、必要な支援を行います。

##### 〈参考〉本市における乳幼児健診について(※)

2か月児健診(先天性股関節脱臼検診)	整形外科医師による股関節脱臼の検診と身体計測、保健師による育児相談を行います。
4か月児健診	小児科医師による診察、保健師による発達の確認と身体計測、育児相談、栄養相談を行います。
1歳6か月児健診	身体と歯の健康状態について確認を行っています。また、発達や生活習慣などに関する相談を行います。
3歳児健診	身体と歯の健康状態や目の見え方・耳の聞こえ方の確認などを行います。また、発達や生活習慣等に関する相談を行います。
乳幼児保健相談(予約制)	子育てや食事、子どもの発達等に不安を抱える方に対する相談支援に取り組みます。

※2か月児健診～3歳児健診は、入院中等の場合を除き、原則すべての子どもが受診するものです。

## (2) ひとり親や生活困窮世帯への支援の推進

### ●経済的支援の推進

ひとり親世帯や生活困窮世帯に対して、世帯の状況に応じて医療費の助成、児童扶養手当の支給など、経済的支援を実施します。

### ●ひとり親世帯の経済的自立に向けた支援の推進

母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じるとともに、母子・父子寡婦福祉資金の貸付や、職業能力開発のための資格取得費用の支給等を行い、就業を軸とした自立に向けた支援や情報提供に努めます。

### ●子どもの貧困対策の推進

母子家庭の約4分の3は養育費を受け取っておらず、経済的困難を抱えやすい状況にあるとされており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。また、生活困窮世帯は大学等への進学率が低く、結果として、将来的な所得が低くなる可能性が高まります。このような“貧困の連鎖”を断ち切るためにも、子どもが適切な権利として養育費を受け取ることができるよう、養育費の取り決めおよび受け取りを保障する契約の締結に必要な経費の補助を推進します。

## (3) 障がい児支援の充実

### ●発達相談等の充実

ことばの遅れや、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した悩みや困りごとについて、乳幼児健診やねひめキッズ等を通じた相談支援を推進するとともに、必要に応じて療育や福祉サービスの利用開始につなげます。

### ●障がいの早期発見・早期支援の推進

知的に遅れの無い発達障がいは家庭では気づきにくく、集団生活の場である教育・保育施設や学校の指摘から支援につながるケースが多くなっています。発達障がいを含め、支援が必要な子どもの早期発見や早期支援につなげられるよう、教育・保育施設および学校と連携し、必要に応じて保護者への助言や専門機関の受診勧奨に取り組みます。

### ●特別支援教育の充実

障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、特別支援学級・通級指導教室・通常の学級等の多様な学びの場の充実に努めます。また、児童生徒一人ひとりの発達に応じた適切な支援ができるよう、各種研修を通して、教員の専門性の向上と専門的な知識や技能のある専門員の確保と養成に努めます。さらに、交流および共同学習による理解教育の推進を図ることにより、自立と社会参加に向けた取り組みを進めます。

#### (4) 外国にルーツをもつ家庭への支援の充実

##### ●多言語に対応した情報発信やコミュニケーション支援の推進

「広報かさい」について、中国語など 10 言語への翻訳や音声読み上げができる多言語対応サービスアプリ「Catalog Pocket (カタログポケット:以下カタポケ)」によるデジタル配信を行い、市内在住外国人に対し、子育て支援に関する情報や生活に必要な情報の伝達を図ります。また、市役所窓口(市民課等)や加西病院において、タブレット端末を活用し、多言語に対応できるコミュニケーション強化を図ります。

##### ●市内在住外国人への学習支援の推進

在住外国人のための学習支援として、NPO 法人「加西市国際交流協会」やボランティア団体等と連携した日本語学習の機会の充実に取り組むとともに、外国人児童生徒については、宿題教室を開室し、基礎学力の定着に努めます。

##### ●多文化共生の地域づくりの推進

在住外国人にとっても暮らしやすいまちとなるよう、学習支援や生活情報の多言語化を進めるとともに、NPO法人への支援と連携による市民レベルでの交流活性化を図ります。

## 5. 安心プロジェクトV 「みんなでつくる」加西の安心

---

### 子ども・子育て家庭の孤独孤立を防ぎ、みんなで見守り支える 「こどもまんなか」の地域づくりを進めます。



#### (1) 「こどもまんなか」の地域づくりの推進

##### ●ファミリーサポートセンターを中心とした互助活動の推進

地域全体で子育て家庭を支え、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「ファミリー・サポートセンター」を核とした住民どうしの互助活動を推進します。また、子どもの一時預かりや教育・保育施設への送迎など、多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力会員の確保に努めます。

##### ●子育てに関するボランティア活動への支援

子どもの学習支援を実施するほか、こども食堂等、子どもに関するボランティア活動を推進する団体について、活動内容の周知や支援を行います。

##### ●コミュニティ・スクールの推進

本市では、学校・家庭・地域が連携して「どんな子どもたちを育てたいか」「どんな学校にしたいか」という目標やビジョンを共有し、地域全体で子どもの成長を支える基盤をつくるため、令和5年度より市内全小・中・特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入しています。今後、学校運営協議会(かさいコミスク)を中心に、家庭・地域とともに学校の様々な課題の解決に向けた協働による活動を推進します。

#### (2) 孤独孤立対策と虐待防止の推進

##### ●児童虐待防止対策の推進

広報かさいやホームページ等を通じて児童虐待防止に関する啓発を推進するとともに、こどもサポートセンター、要保護児童対策地域協議会、警察、教育・保育施設等との連携を密にし、子育てを応援する地域づくりを進めます。また、虐待の早期発見や未然防止に向けて、「児童虐待防止対応・ヤングケアラー支援マニュアル」をホームページ上で公開し、普及啓発を図ります。

##### ●要保護児童対策地域協議会との連携

要保護児童対策地域協議会を設置し、「子どもはみんなで育てる宝物」という基本理念のもと、関係機関と地域社会がネットワークを組んで、すべての子どもが健全に育成されるよう児童虐待防止に係る取り組みや、養育支援が必要な世帯への支援事業(※)を推進します。

※子ども子育て支援事業の養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等が該当事業になります。

## ●子育て家庭の孤独孤立対策の推進

子育てに悩みを抱える子育て家庭の孤独孤立対策に向けて、ねひめキッズ（児童療育室）において、専門家（保健師・公認心理師・言語聴覚士・作業療法士）による相談支援や発達支援に取り組むとともに、同じ立場の人と交流できる機会の提供を図ります。

### 〈参考〉ねひめキッズにおける取り組みについて

子育て相談	育児の悩みや、子どもの発達に関する心配や不安に関し、保健師・子育て支援員による相談支援を行います。
子どもの発達相談	子どもの発達に不安がある方や、子どもへの関わり方に悩んでいる親子に対し、公認心理師による相談支援を行います。
お口とことばの相談	ことばの発達や発音・コミュニケーションに関する悩みや、噛まない・噛み切れない・飲み込みにくいなど食べ方の悩みを抱える親子に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。
運動発達相談	発達に不安を抱える親子で、専門的な相談支援等を希望される方に対し、公認心理師による相談支援を行うとともに、必要に応じて発達検査を実施します。
むぎの会	発達に不安を抱える親子が集い、保健師等による支援のもと、集団遊び等を行い、心身の発達の促進を図ります。

## (3) 地域における交流機会の充実

### ●「つどいの広場」や「子育て広場」の利活用の推進

入園前までの子どもがいる保護者に、親子のふれあい、親同士の交流、育児の不安や悩みを相談する場として「つどいの広場」を開催するとともに、市内のこども園と連携して「子育てひろば（園庭開放）」を開催し、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。

### ●図書館における交流の推進

図書館において、市民ボランティアと連携し、絵本の読み聞かせイベントを「おはなし会」を実施するとともに、親子で楽しむ「えほんのひろば」を開催することで、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。

### ●かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」における交流の推進

「こどもの広場」「ワーキングスペース」「一時預かり」の機能が融合した『かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」』において、子育て世帯の多様なニーズに応える交流イベントや、季節に応じたイベント、創作活動のイベント等の企画・運営を行い、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。また、できるだけ多くの市民に利用いただけるよう、利用料の市民割引を行います。

#### (4) 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進

##### ●働きやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進

令和5年に「こども未来戦略」において示された、2歳以下の子どもの保護者の入社・退社時刻の調整やテレワーク等の措置、時短勤務の利活用といった、働きやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組みについて、対象となる保護者が積極的に活用できるよう、企業に対する周知・啓発を推進します。

##### ●男性の育児参加の促進

国において、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設や、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等および育児目的休暇の取得率」の公表の義務づけなど、各種法整備が進められています。本市においても、市内企業と連携し、男性の育児休業制度の整備や育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進します。

##### ●女性の就業支援の推進

ハローワーク等の関係機関と連携した女性のためのスキルアップ講座の開催等を行い、女性の就業・再就職支援を推進します。また、関係機関と連携し、事業計画やマーケティング、税務、労務に関する講座の実施、クラウドファンディングに関するセミナー等の開催や広報を行い、創業・起業を目指す女性の支援を行います。

##### ●かさいこども広場&パパママオフィス「アスも」の利活用の推進

かさいこども広場&パパママオフィス「アスも」では、超高速 Wi-Fi や防音個室ブース、大判印刷が可能なプリンター等が整備されたテレワークセンターや、土日も利用可能な貸会議室が設置されているほか、保育士による一時預かりを実施しており、就労中の保護者の多様なニーズに応える体制が整備されています。多くの子育て家庭に利用いただけるよう、施設の利便性に関する周知を行うとともに、趣味や仕事にも活用できるデザインスキルの向上に向けた講座の開催等に取り組みます。

# 第5章 教育・保育事業と地域子ども子育て支援事業の提供

## 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があるとしています。

本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズをふまえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

### (1) 加西市の教育・保育の現状

加西市の教育・保育の現状

	単位	合計	令和6年度			
			1号 (教育利用)	2号 (保育利用)	3号 (保育利用)	
園児数	人	1,183	73	681	429	
定員	人	1,402	164	793	445	
充足率	%	-	44.5	85.9	96.4	
定員	認定こども園	人	1,347	164	793	390
	小規模保育所	人	55	-	-	55
	合計	人	1,402	164	793	445

※4月1日現在

### (2) 教育・保育のニーズ量の算出

#### ① ニーズ量の算出方法

本計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、それに対応する提供体制の確保の内容および実施時期を定めます。ニーズ量は、「第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査」や、これまでの教育・保育の提供実績、今後の児童数の推移等をふまえて算出しています。

### (3) 教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

本市の教育・保育事業について、すべての幼稚園・保育所を認定こども園化した成果もあり、1号～3号認定のすべてにおいて、ニーズ量に対して提供量が上回っています。

令和7年度以降も安定的な教育・保育の提供を推進し、待機児童数ゼロの維持をめざします。

しかしながら、今後園児数の減少に伴い、3歳以上の1号認定・2号認定において、提供量（確保方策）とニーズ量の乖離が大きくなることが想定されます。公立園の持続可能な経営が困難になることも想定されるため、統廃合を含めた検討が必要となります。

#### ①令和7年度

教育・保育の提供体制（令和7年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	695		180	199	221
ニーズ量	人	79	611	74	140	176
提供量（確保方策）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	85	172	0	9	40

#### ②令和8年度

教育・保育の提供体制（令和8年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	668		177	195	206
ニーズ量	人	76	587	73	137	164
提供量（確保方策）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	88	196	1	12	52

#### ③令和9年度

教育・保育の提供体制（令和9年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	652		172	190	202
ニーズ量	人	74	573	71	133	161
提供量（確保方策）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	90	210	3	16	55

④令和10年度

教育・保育の提供体制(令和10年度)

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	646		168	186	198
ニーズ量	人	74	567	69	130	158
提供量(確保方策)	人	164	783	74	149	216
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	90	216	5	19	58

⑤令和11年度

教育・保育の提供体制(令和11年度)

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	623		166	181	193
ニーズ量	人	71	547	68	127	154
提供量(確保方策)	人	164	793	74	149	216
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	93	246	6	22	62

### 3. こども誰でも通園制度の見込みと確保内容・実施時期

#### (1) こども誰でも通園制度の確保の内容およびその実施時期

乳児等通園支援事業は、認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

令和8年度より全市区町村で開始される新たな給付事業ですが、本市においては、県内でもいち早く、令和6年度よりモデル事業を実施しています。アンケート調査結果からも利用ニーズの高さがうかがえることから、教育・保育施設と連携し、事業の安定的な供給を推進します。

こども誰でも通園制度の提供体制(令和8年度～令和11年度)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	70	70	70	70
提供量	人	70	70	70	70
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0	0	0	0

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

### (1) 時間外保育事業

#### 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

時間外保育事業は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

時間外保育事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	164	164	167	170	171
実施箇所数(確保方策)	箇所	13	13	13	13	13
提供量	人	164	164	167	170	171
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0	0	0	0	0

### (2) 学童保育(放課後児童健全育成事業)

#### 事業概要

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間中にも実施します。

学童保育は児童数の減少に伴い減少していく見込みです。現状では、全体の提供量は充足されているものの、地域によっては待機児童が発生しています。令和8年度以降の小学校の統廃合をふまえたニーズの把握や入所予測を行い、施設の確保や安心・安全な環境づくりに向けた施設修繕等を実施します。

学童保育(放課後児童健全育成事業)の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	421	414	401	387	390
	1年生	138	139	129	126	141
	2年生	113	120	119	110	107
	3年生	110	93	99	99	92
	4年生	38	41	33	33	32
	5年生	14	13	14	11	12
	6年生	8	8	7	8	6
実施箇所数(確保方策)	箇所	11	8	8	7	7
提供量	人	525	470	470	440	440
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	104	56	69	53	50

### (3) 子育て短期支援事業

#### 事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

子育て短期支援事業は、年々増加する見込みです。これまで委託していた乳児院や児童養護施設に加えて、ショートステイ里親へも依頼し、保育ニーズを満たすよう、確保していきます。

#### 子育て短期支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	40	45	50	55	55
実施箇所数(確保方策)	箇所	17	17	17	17	17
提供量	人日	40	45	50	55	55
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

#### 地域子育て支援拠点事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	5,212	5,021	4,899	4,795	4,691
実施箇所数(確保方策)	箇所	4	4	4	4	4
提供量	人日	5,212	5,021	4,899	4,795	4,691
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

## (5) 幼稚園型一時預かり事業

### 事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

就労する保護者の増加に伴い、ニーズは増加傾向にあります。既存の施設において保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

#### 幼稚園型一時預かり事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	1,947	1,873	1,824	1,824	1,750
実施箇所数(確保方策)	箇所	11	11	11	11	11
提供量	人日					
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日					

## (6) 一時預かり事業(幼稚園型以外)

### 事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に、認定こども園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

比較的低年齢の段階から認定こども園等に入所する児童が増えたことにより、未就園児を中心とした一時預かりのニーズは横ばい～減少傾向にあります。確保方策は現状維持とします。

#### 一時預かり事業(幼稚園型以外)の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	570	548	535	527	512
実施箇所数(確保方策)	箇所	10	10	10	10	10
提供量	人日					
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日					

## (7) 病児・病後児保育事業

### 事業概要

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げになった令和5年度より利用者が急増していますが、令和5年度以降も既存の施設において一定の保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

病児・病後児保育事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	473	451	434	417	396
実施箇所数(確保方策)	箇所	1	1	1	1	1
提供量	人日	473	451	434	417	396
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

## (8) ファミリー・サポート・センター

### 事業概要

子育て中の人々が仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、一時的・臨時的に地域の人が応援する会員同士の相互援助活動(有料)です。

ファミリー・サポート・センターは既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。協力会員の増加に向けて取り組むとともに、研修会や講習会を通して会員のスキル向上を図ります。

ファミリー・サポート・センターの提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	116	113	111	108	104
提供量	人日	116	113	111	108	104
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

[参考:会員数と利用者の状況]

会員数と利用者の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協力会員	人	61	57	54	53	52
依頼会員	人	147	147	136	123	129
両方会員	人	13	13	13	16	16
小学生利用者	人	233	112	109	124	190

※協力会員:子育ての支援ができる人

※依頼会員:子育ての支援を必要としている人

※両方会員:協力会員と依頼会員の両方を兼ねている人

## (9) 利用者支援事業

### 事業概要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型があります。

基本型の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で、「利用者支援」と「地域連携」をともに行う事業です。特定型の利用者支援事業は、主に市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う事業です。

利用者支援事業の提供体制（基本型・特定型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数(確保方策)	箇所	1	1	1	1	1

こども家庭センター型の利用者支援事業は、加西市こどもサポートセンターにおいて妊娠期から健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要な子どもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。

利用者支援事業の提供体制（こども家庭センター型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数(確保方策)	箇所	1	1	1	1	1

妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

利用者支援事業の提供体制（妊婦等包括相談支援事業型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	回	540	531	516	504	498
提供量	回	540	531	516	504	498
過不足分(提供量-ニーズ量)	回	0	0	0	0	0

## (10) 妊婦健康診査

### 事業概要

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

少子化が懸念されますが、定数を見込んでいます。妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産が迎えられよう各医療機関で実施します。

#### 妊婦健康診査の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	180	177	172	168	166
	回 (健診回数)	2,322	2,283	2,219	2,167	2,141
実施体制(確保方策)	-	実施場所:各医療機関				

[参考:妊婦健康診査の状況]

#### 妊婦健康診査の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数	人	375	285	192	281	220
妊婦健康診査助成申請者数	人	2,867	2,121	2,388	2,093	2,856

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境を把握し、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数は少子化に伴い減少していく見込みです。民生委員児童委員協議会への委託により実施します。

#### 乳児家庭全戸訪問事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数(児童数の推計値)	人	180	177	172	168	166
実施体制(確保方策)	-	実施機関:加西市(民生委員児童委員協議会)				

## (12) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

該当事業として「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の5つの事業があります。

### ① 養育支援訪問事業

#### 事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、専門的な助言や相談支援を行う事業です。

養育支援訪問事業の対象児童は計画期間中一定数を見込んでおり、助産院等への委託により実施します。

養育支援訪問事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数	人	30	30	30	30	30
実施体制(確保方策)	-	実施機関:加西市(まつだ助産院等)				

### ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 事業概要

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

### ③ 子育て世帯訪問支援事業

#### 事業概要

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を実施する事業です。

訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。今後増加が見込まれ、訪問介護事業所等への委託により実施します。

### 子育て世帯訪問支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	20	25	30	35	40
提供量	人日	20	25	30	35	40
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

#### ④児童育成支援拠点事業

##### 事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

※本市においては、事業実施の場所や人材の確保が困難なため実施しない方針とします。また、市民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

#### ⑤親子関係形成支援事業

##### 事業概要

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩み、また不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識並びに方法を身につけることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩み並びに不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するためのペアレント・トレーニングを実施します。

### 親子関係形成支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	0	5	5	5	5
提供量	人	0	5	5	5	5
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0	0	0	0	0

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

低所得で生計が困難である家庭の子どもが認定こども園等に通園する際に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することによって円滑な認定こども園等の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

### (14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

#### 事業概要

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要であることから、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで民間事業者の参入を促進します。

### (15) 産後ケア事業

#### 事業概要

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

令和7年度より兵庫県医師会との集合契約により事業を実施することにより、事業の安定的な供給と利便性の向上を図ります。

産後ケア事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	290	290	290	290	290
提供量	人日	290	290	290	290	290
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

## (16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### 事業概要

乳児等通園支援事業は、認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

本市においては、県内でもいち早く、令和6年度よりモデル事業を実施しています。アンケート調査結果からも利用ニーズの高さがうかがえることから、教育・保育施設と連携し、事業の安定的な供給を推進します。

### 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の提供体制(※)

	単位	令和7年度
ニーズ量	人日	70
提供量	人日	70
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0

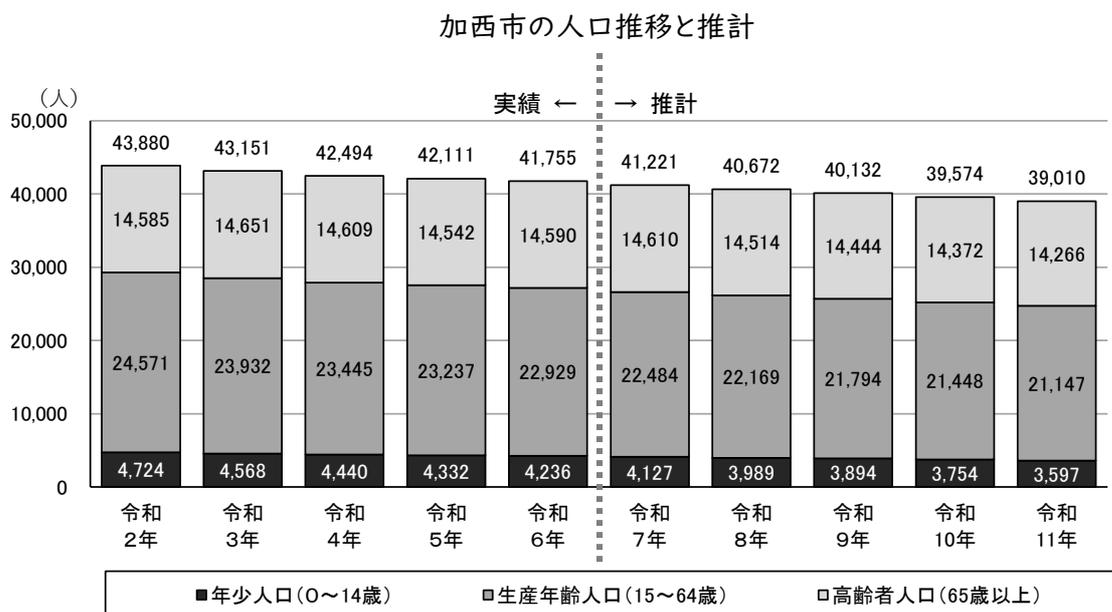
※令和8年度以降は新たな給付制度に移行するため、令和7年度の見込み量のみを掲載しています。

# 資料編

## 1. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

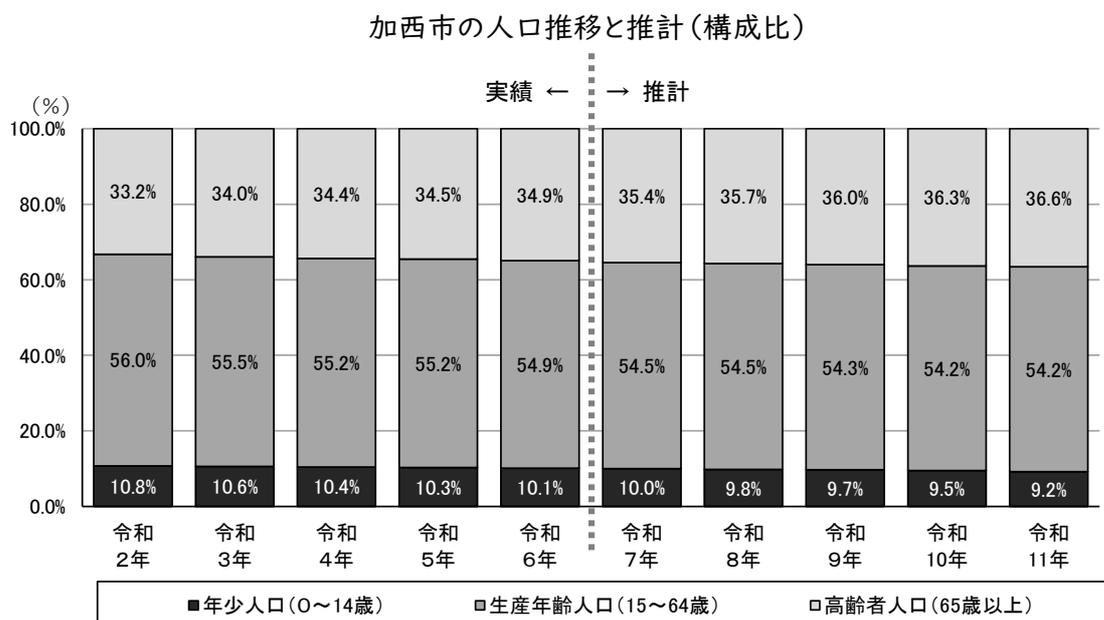
### (1) 人口の推移と推計

本市の総人口は年々減少し令和6年には41,755人となっています。令和7年以降の推計をみると、減少傾向は変わらず、令和11年には39,010人となる見通しです。構成比をみると、年少人口と生産年齢人口が毎年少しずつ減少していくのに対し老年人口が少しずつ増加する少子高齢化が進行し、令和11年の高齢化率は36.6%と見込まれています。



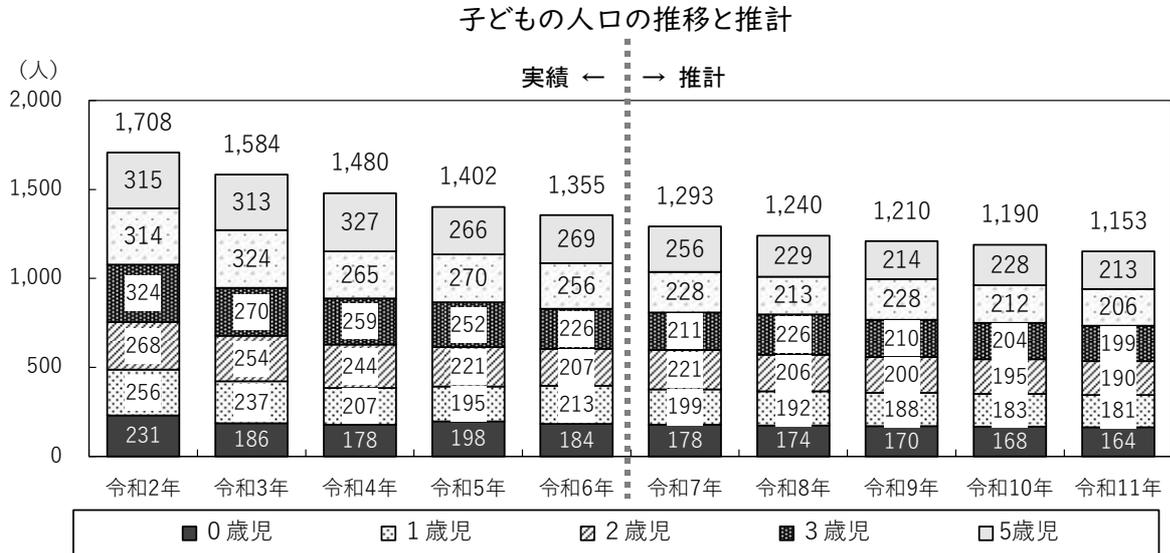
※推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの。

資料:住民基本台帳(各年4月末現在)



## (2) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳～5歳の子どもの人口は減少傾向となっており、令和6年には1,355人となっています。令和7年以降の推計をみると、緩やかに減少傾向が続くことが見込まれ、令和11年には1,153人となる見通しです。

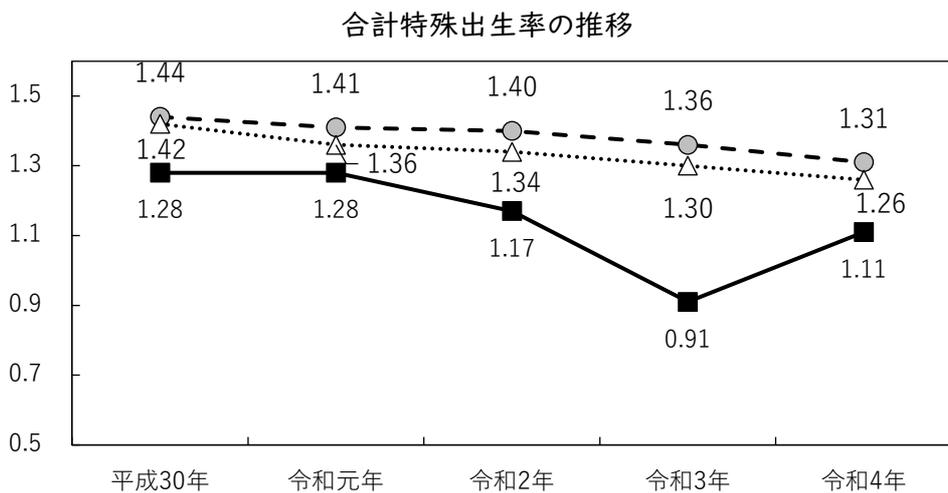


※推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの。

資料:住民基本台帳(各年4月末現在)

## (3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和3年(0.91)に大きく減少しましたが、令和4年(1.11)には増加に転じています。また、兵庫県や国よりも低い水準で推移しています。



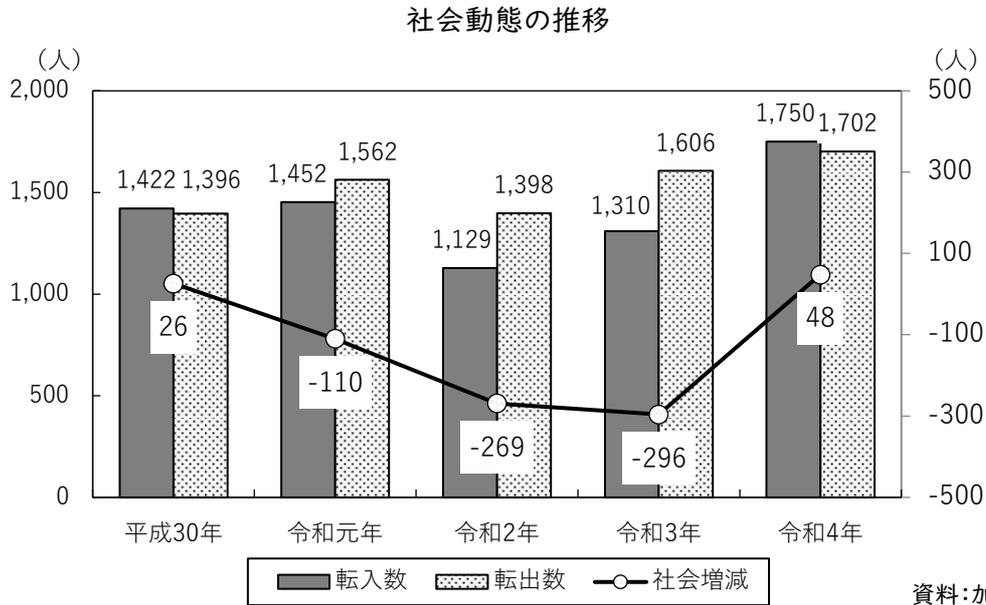
※日本人のみで計算。



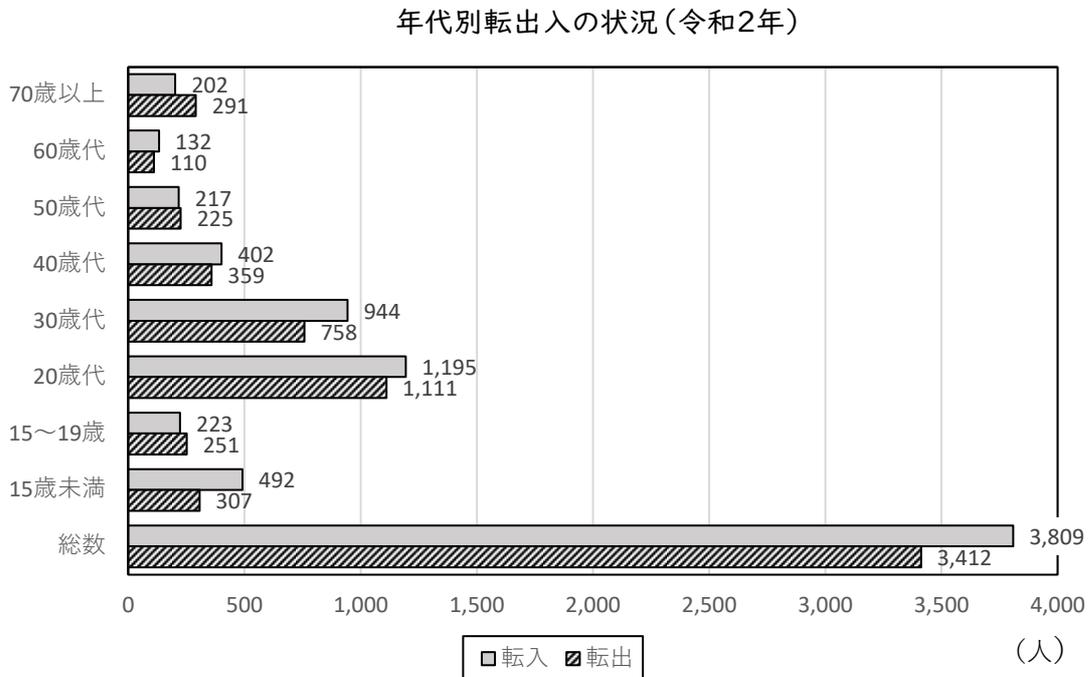
資料:加西市統計書

#### (4) 社会動態の推移

本市の社会動態の推移をみると、転入は令和2年以降増加傾向にあり、令和4年は1,750人となっています。転出も、令和2年以降増加しており、令和4年は1,702人となっています。社会動態は、令和元年から令和3年にかけて転出超過となっていました。令和4年には転入が転出を上回る転入超過となっています。



平成27年から令和2年の年代別転出入の状況を見ると、子育て世代に当たる20歳代と30歳代の転出入が多いですが、どちらも転入超過となっています。

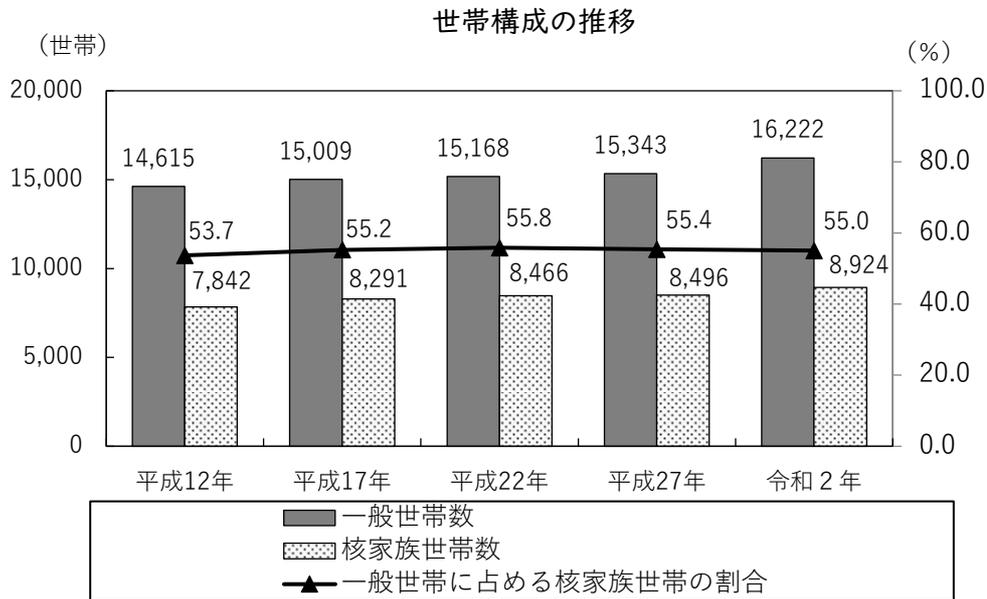


※調査時点の5年前の常住地からの転出入の状況を示している。

資料:国勢調査

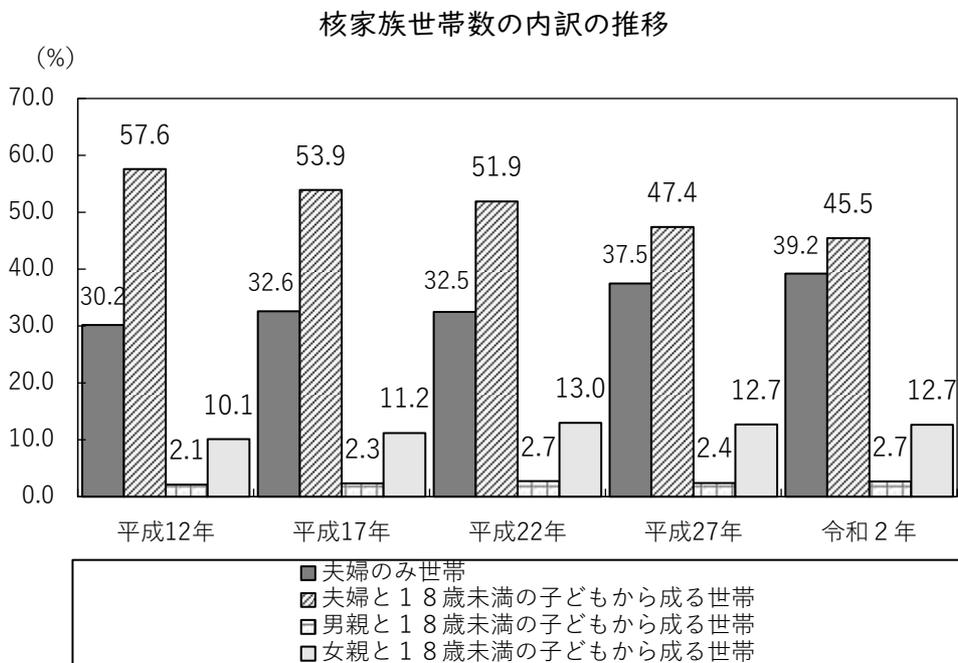
## (5) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、平成17年以降、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年には55.0%となっています。



資料：国勢調査

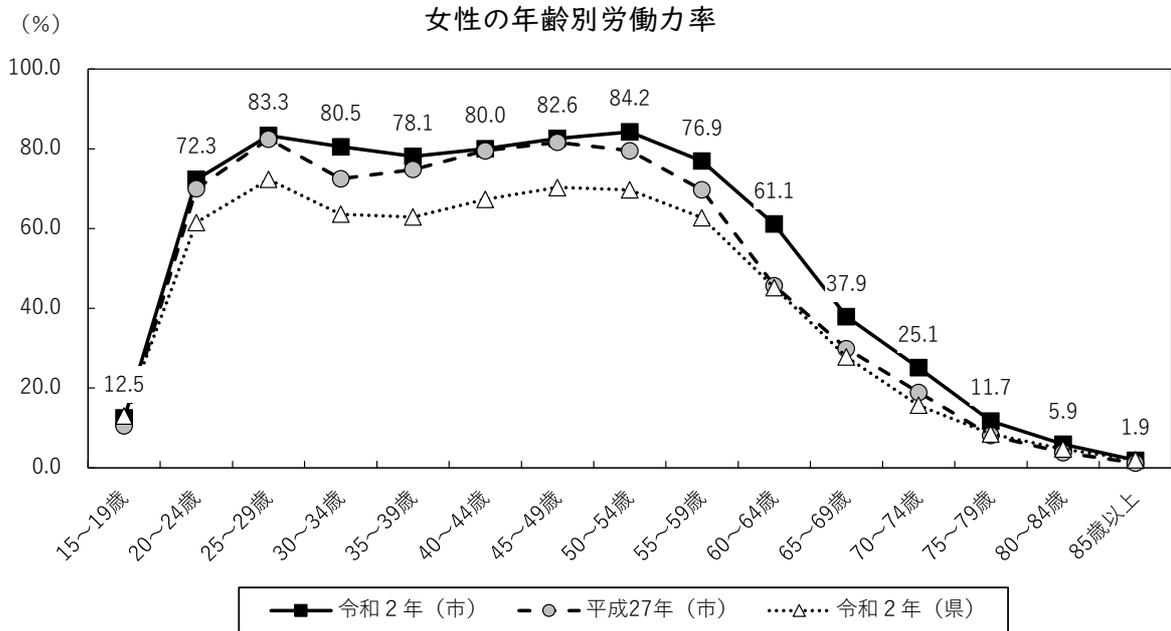
本市の核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、令和2年には39.2%となっています。また、夫婦と18歳未満の子どもからなる世帯は減少傾向にあり、男親と18歳未満の子どもから成る世帯は概ね横ばい、女親と18歳未満の子どもから成る世帯は微増傾向がみられます。



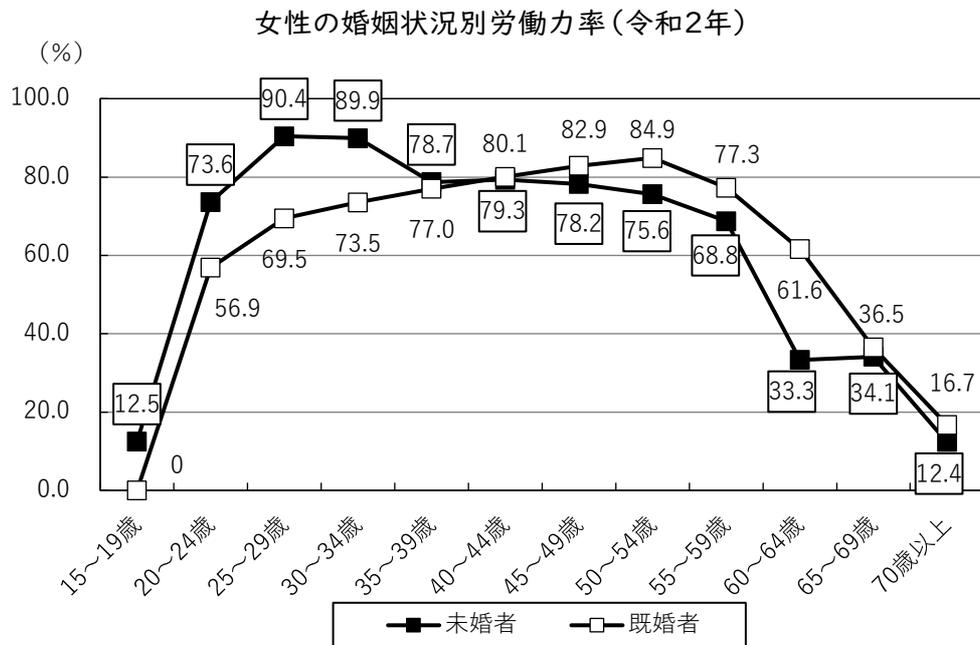
資料：国勢調査

## (6) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率をみると、20歳から74歳まで、県よりも高い水準となっています。本市の女性の労働力率はゆるやかな「M字カーブ」を描いており、30歳から39歳で一旦低下し、その後再び上昇しています。また、すべての世代で、平成27年に比べて労働力率が上昇しています。

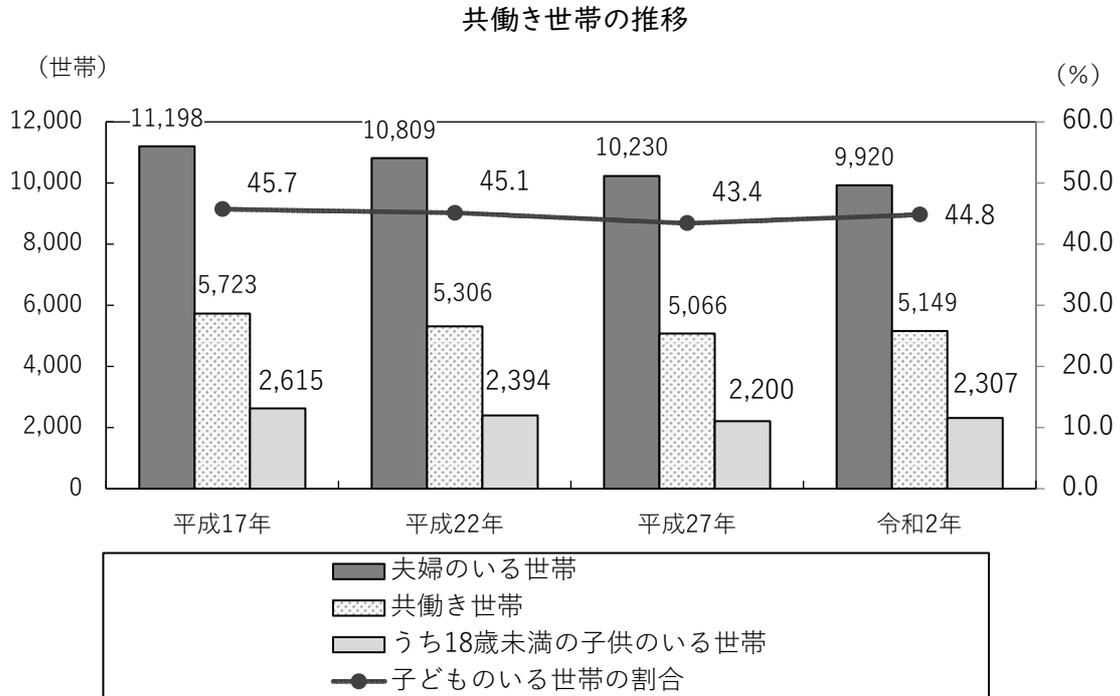


女性の婚姻状況別に労働力率をみると、15歳から39歳にかけて未婚者の労働力率が既婚者より高く、未婚者の25~29歳が最も高い90.4%となっています。40歳以降は概ね既婚者の労働力率が高く、50~54歳では84.9%となっています。



## (7) 共働き世帯の推移

共働き世帯数の推移をみると、共働き世帯は減少傾向で推移していましたが、令和2年に増加に転じ、5,149世帯となっています。同様に共働き世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯も減少傾向にありましたが、令和2年に増加に転じ、その割合は44.8%となっています。

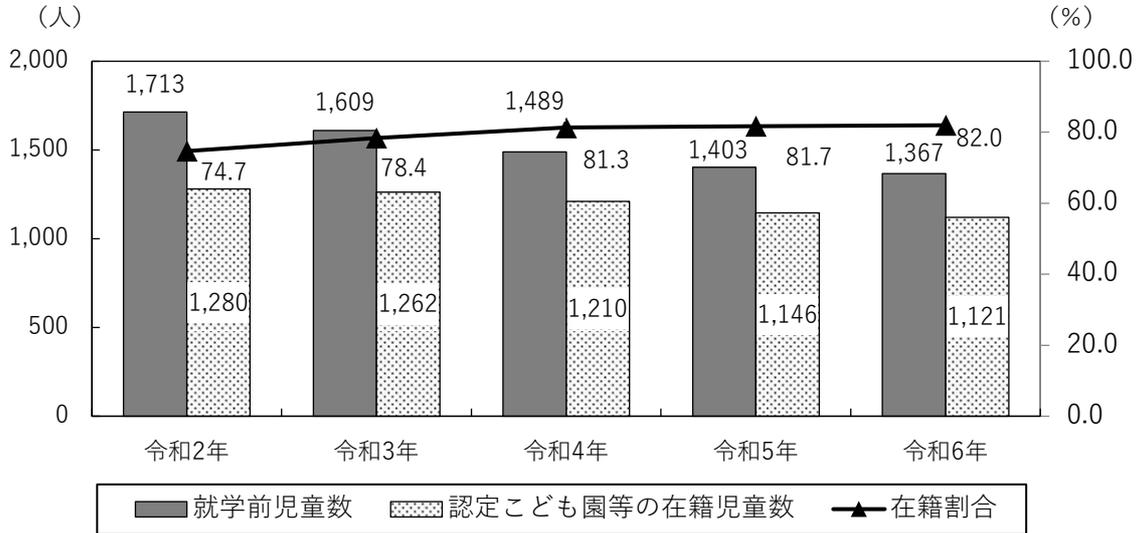


資料：国勢調査

### (8) 認定こども園等の在籍児童の推移

本市の就学前児童数は減少傾向となっており、認定こども園等の在籍児童数も減少傾向にあります。認定こども園等の在籍割合は増加しており、令和6年に82.0%となっています。

認定こども園等の在籍児童の推移

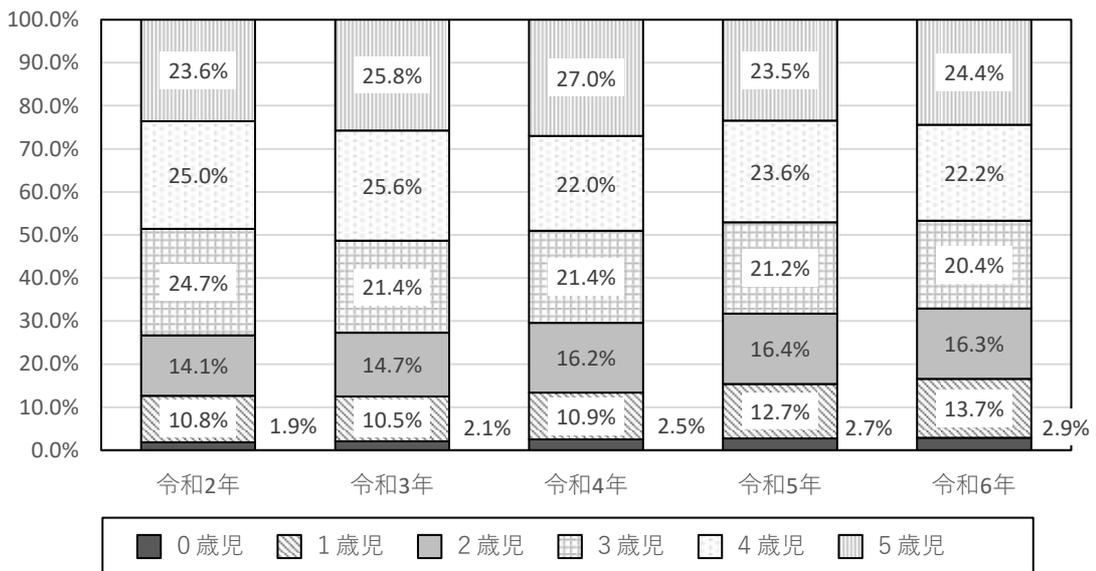


資料: 就学前児童数: 住民基本台帳 (各年3月末)

認定こども園等の在籍者数: こども未来課 (各年3月末)

子どもの年齢別に認定こども園等の在籍割合の推移をみると、0歳児から2歳児が増加傾向にあり、3歳児と4歳児が減少傾向にあります。

年齢別認定こども園等の在籍割合の推移

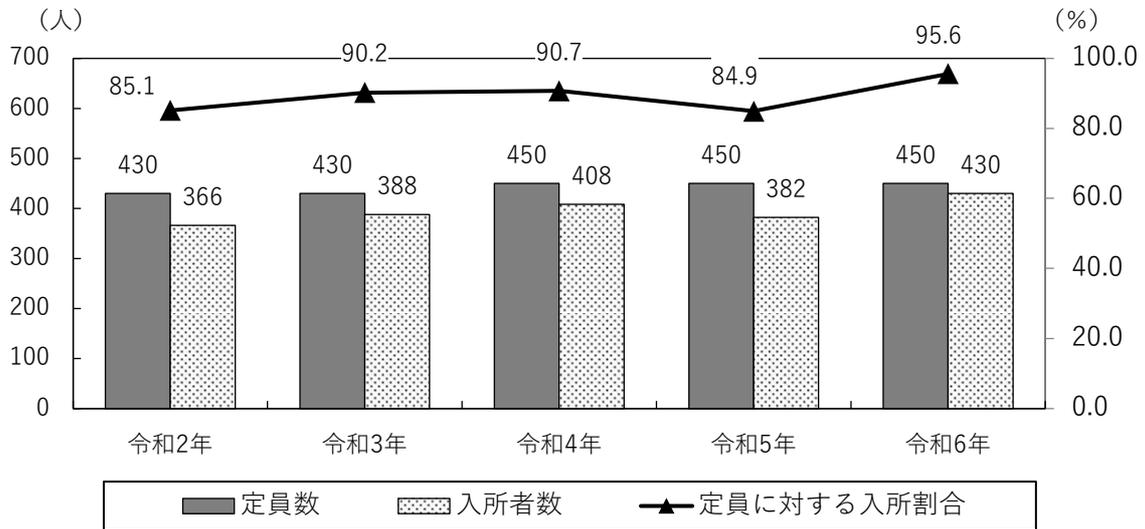


資料: こども未来課 (各年3月末)

### (9) 学童保育(放課後児童健全育成事業)の推移

本市の学童保育の定員数は増加傾向にあり、令和6年に450人となっています。また、入所者数も概ね増加傾向であり、定員に対する入所割合は令和6年に95.6%となっています。

学童保育の推移



資料:こども未来課(各年5月1日)

子どもの学年別に学童保育入所数の推移をみると、概ね1年生の利用が最も多く、2年生以降は学年が上がるにつれて利用者が少なくなっています。また、1年生から2年生は概ね増加傾向にあり、4年生から6年生は概ね横ばいで推移しています。

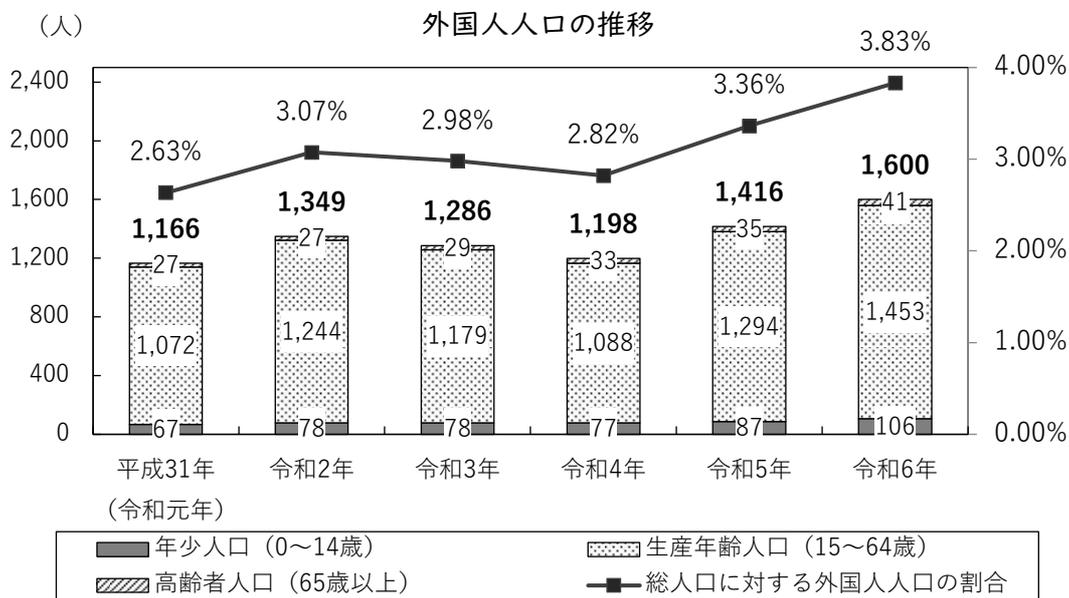
学年別学童保育入所者数の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	人	131	139	132	142	134
2年生	人	105	126	134	111	135
3年生	人	77	84	105	94	99
4年生	人	38	24	26	21	39
5年生	人	10	13	7	9	15
6年生	人	5	2	4	5	8
合計	人	366	388	408	382	430

資料:こども未来課(各年5月1日)

## (10) 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、増加傾向で推移しており、令和6年には1,600人となっており、本市の総人口のうちの約4%に相当します。年代別で構成比をみると、令和4年以降、すべての年代で増加傾向となっています。

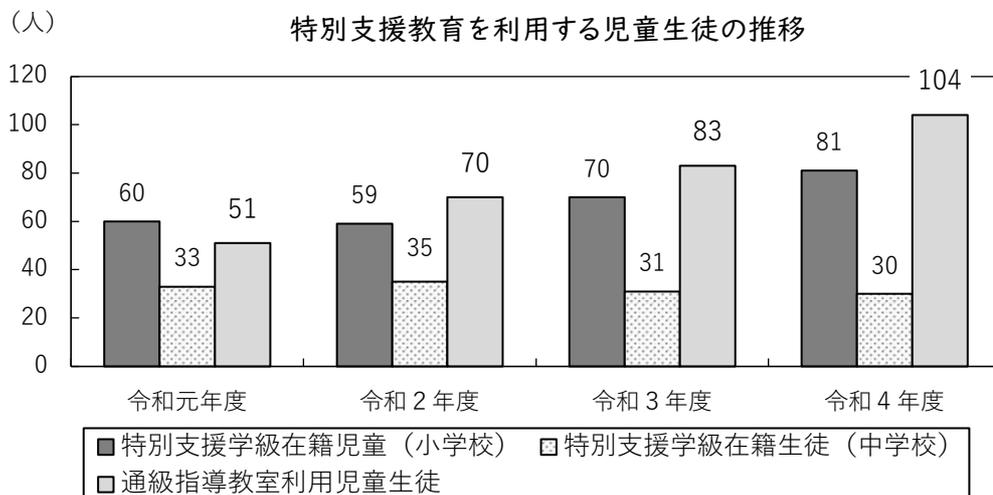


資料:住民基本台帳(各年4月末)

## (11) 特別支援教育の推移

本市の特別支援学級在籍児童生徒数は、小学校で増加傾向、中学校では横ばいで推移しており、令和4年度は小学校で81人、中学校で30人となっています。また、通級指導教室の利用児童生徒の増加が顕著であり、令和元年度から令和4年度にかけて約2倍に増加、令和4年度の利用児童生徒は104人となっています。

※通級指導教室:通常の学級に在籍している子どものうち、個の特性に応じた支援が必要な子どもについて、大部分の授業を在籍している通常の学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、あるいは、一部の授業に替える形で、学習面や生活面の困難を克服するための指導(通級指導)を受ける教室のこと。



資料:地域福祉課(各年3月末)



### (13) 認定こども園、小規模保育所の在籍児童数の状況

本市の認定こども園、小規模保育所の在籍児童数は以下の通りとなっています。

#### 認定こども園、小規模保育所の在籍児童数の状況(令和6年)

(単位:人)

	園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	北条ならの実こども園	3	11	17	29	42	40	142
	加西こども園	0	10	15	19	27	30	101
	泉よつばこども園	1	18	22	27	27	36	131
	賀茂幼児園	0	5	5	7	11	10	38
私立	多聞こども園	7	10	7	13	13	13	63
	善防こども園	5	14	18	30	24	26	117
	認定白竜こども園	2	10	11	16	15	22	76
	認定愛の光こども園	6	16	17	26	22	27	114
	幼保連携型認定こども園とみた	0	12	18	15	19	17	81
	幼保連携型認定こども園北条こども園	1	12	15	21	24	25	98
	公私連携幼保連携 北条東すみれこども園	2	14	19	26	25	28	114
小規模 保育施設	愛の光ナーサリー	2	4	6	0	0	0	12
	サンライズキッズ保育園加西園	2	7	6	0	0	0	15
	万和学舎北条保育園	0	5	5	0	0	0	10
	万和学舎中野保育園	1	6	2	0	0	0	9
	公立計	4	44	59	82	107	116	412
	私立計	23	88	105	147	142	158	663
	小規模保育施設計	5	22	19	0	0	0	46
	総数	32	154	183	229	249	274	1121
	(参考) 総人口 (R6.3.31)	182	218	211	226	255	275	1,367

資料:こども未来課

## 2. 第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

### (1) 調査の目的

幼児期および就学後の学校教育・保育や子育て支援の需要をふまえた第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、子育ての実態や認定こども園・小規模保育所の利用意向や本市が実施する様々な子育て支援サービスの利用意向を把握することを目的に実施しました。

### (2) 調査対象

- ①本市に居住する就学前児童の保護者 1,187 人(悉皆調査)
- ②本市に居住する小学生の保護者 1,471 人(悉皆調査)

### (3) 調査期間

令和6年1月10日(火)～令和6年1月30日(火)

### (4) 調査方法

WEBによる入力方式

### (5) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,187	385	32.4%
小学生	1,471	514	34.9%

### (6) 調査結果の表示方法

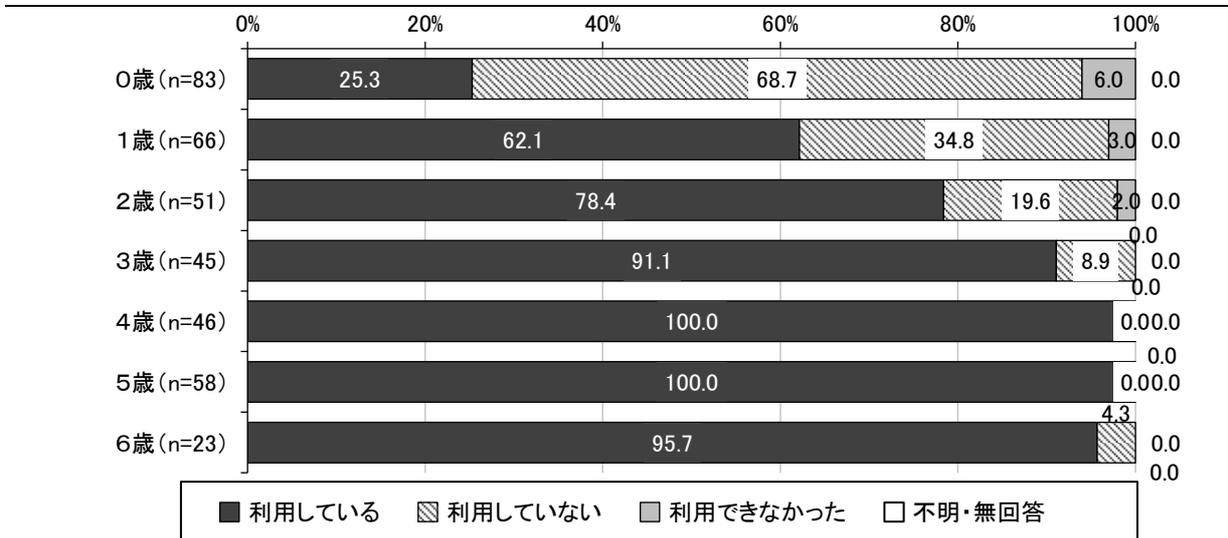
- 設問ごとの集計母数はグラフ中に「N=\*\*\*」、各項目ごとの回答数は「n=\*\*\*」と表記しています。
- 集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。また、2つ以上の選択肢を集約した項目の割合が、選択肢ごとの割合の合計と一致しない場合があります。
- 複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- クロス集計のグラフ・数表では、集計区分ごとの集計母数を「N=\*\*\*」と表記しています。
- グラフ中で「前回調査」と記載のある結果は、平成30年度に行った調査結果となります。
- 平成30年度調査は、就学前児童保護者1,200人、小学生保護者800人を無作為抽出しており、今回の悉皆調査(全数調査)とは調査方法が異なるため、厳密には、調査結果の単純比較ができない点に留意が必要です。

## (7) 調査結果の概要(就学前児童)

### ① 認定こども園等の利用状況と希望

#### ○ 認定こども園等の利用状況(年齢別:満年齢)

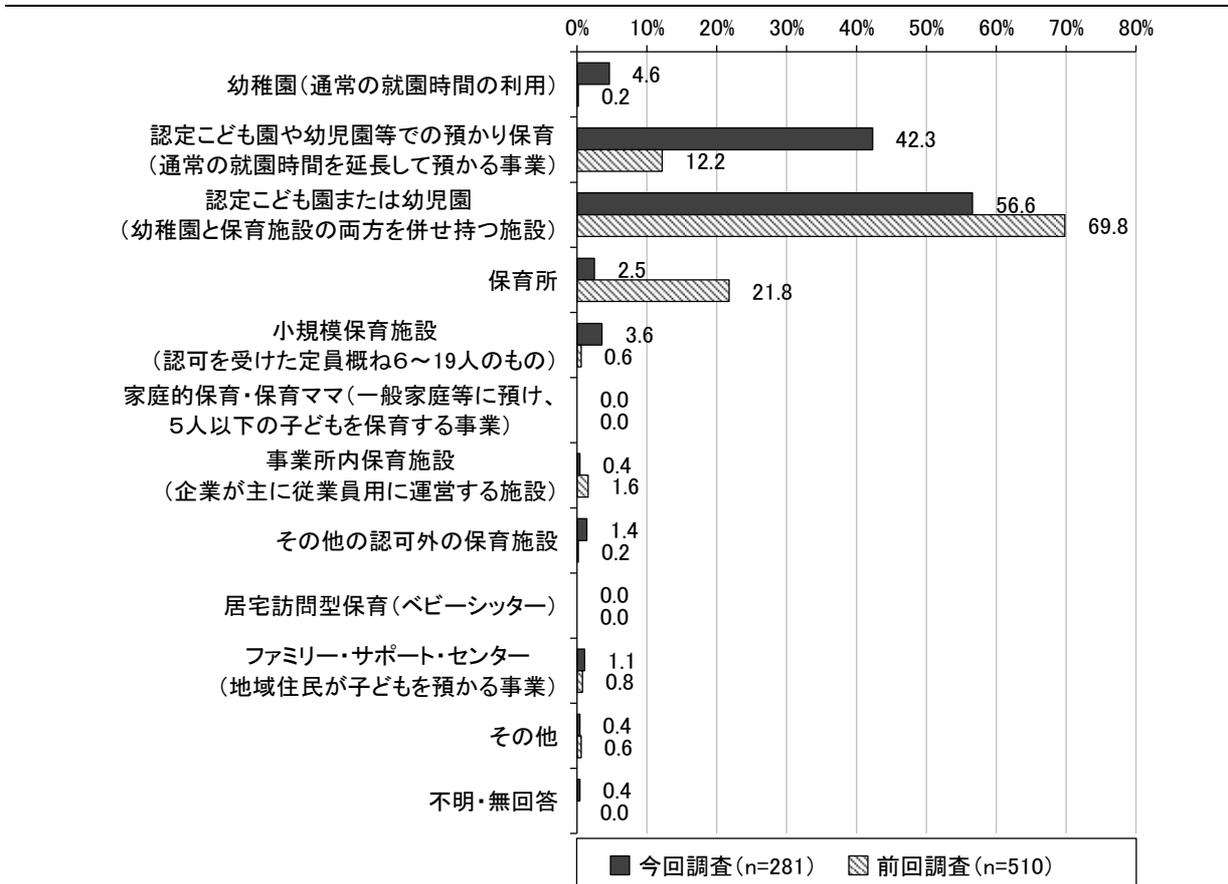
子どもの年齢別に認定こども園等の利用状況を見ると、3歳以上の各年齢で「利用している」が9割以上となっています。



#### ○ 利用しているサービス

年間を通じて利用しているサービスについてみると、「認定こども園または幼稚園」が56.6%と最も高く、次いで「認定こども園や幼稚園等での預かり保育」が42.3%、「幼稚園」が4.6%となっています。

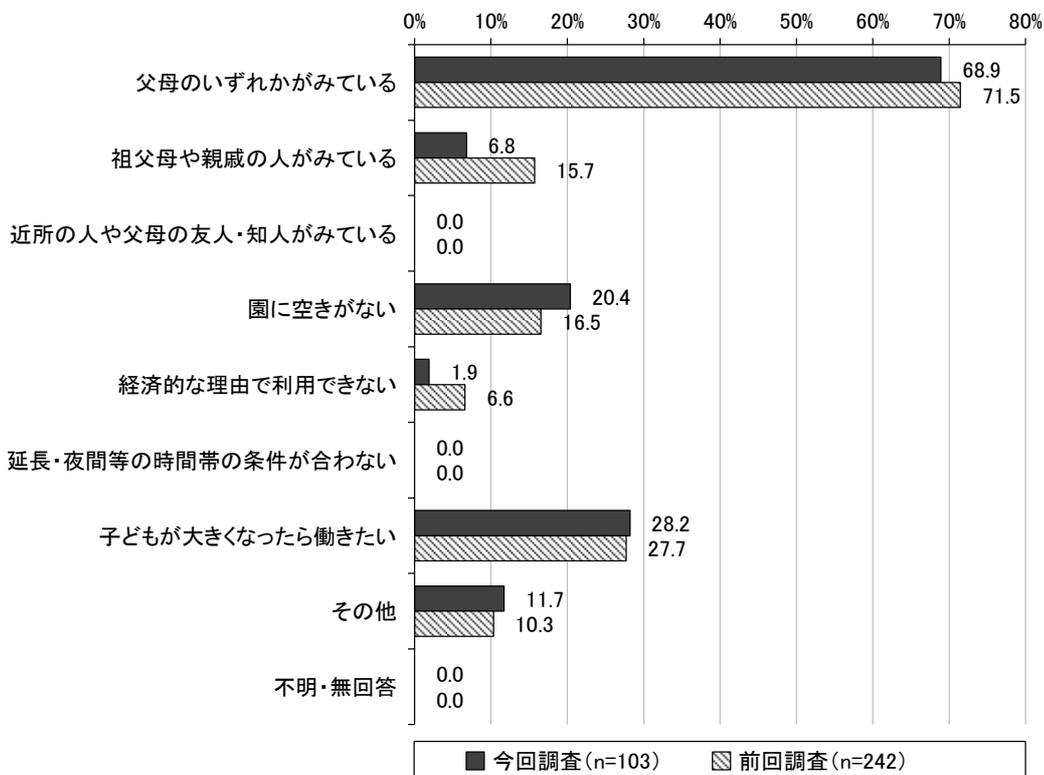
前回調査と比較すると、「認定こども園や幼稚園等での預かり保育」が30.1ポイント高く、「認定こども園または幼稚園」が13.2ポイント、「保育所」が19.3ポイント低くなっています。



○サービスを利用していない理由

平日に教育・保育サービスを利用していない理由についてみると、「父母のいずれかがみている」が68.9%と最も高く、次いで「子どもが大きくなったら働きたい」が28.2%、「園に空きがない」が20.4%となっています。

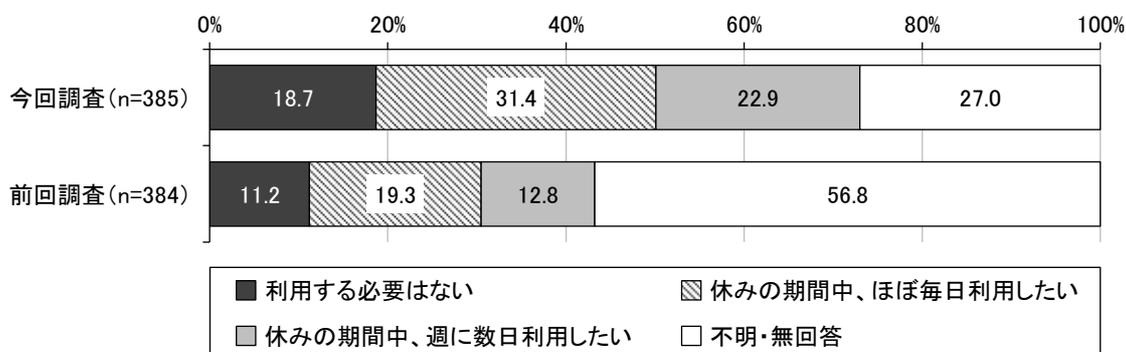
前回調査と大きな差はありません。



○(教育利用の方のみ) 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

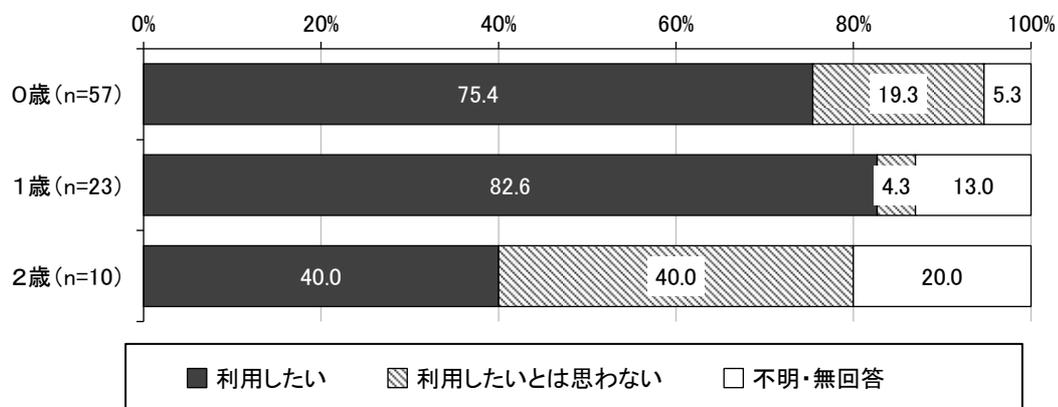
長期休暇中に教育・保育事業の利用を希望するかについてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が31.4%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が22.9%、「利用する必要はない」が18.7%となっています。

前回調査と比較すると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が12.1ポイント、「休みの期間中、週に数日利用したい」が10.1ポイント高くなっています。



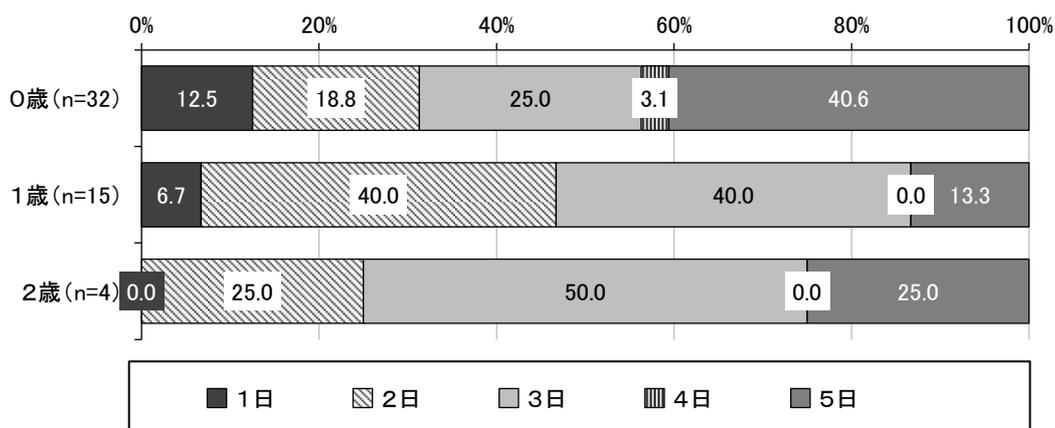
○(お子さんが3歳未満で、定期的な教育・保育を利用されていない方のみ)「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の利用希望

子ども誰でも通園制度(仮)が始まれば利用したいかについてみると、0歳と1歳において「利用したい」という回答が約8割となっています。



○(「利用したい」を選択した方のみ)1週あたりの希望利用日数

子ども誰でも通園制度(仮)週あたりの希望利用日数についてみると、0歳では「5日以上」が40.6%と最も高く、1歳では「2日」「3日」が40.0%と高くなっています。



(※日数は不明・無回答を除いて集計)

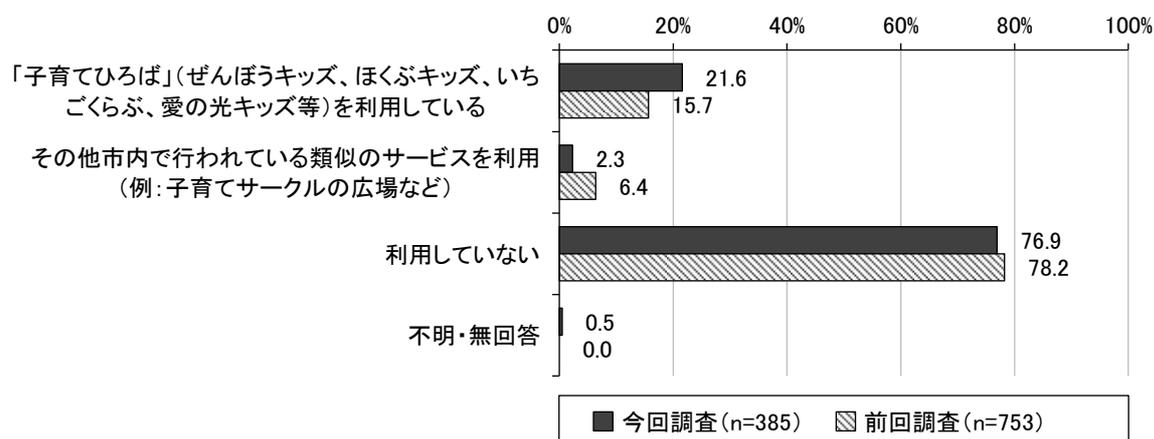
- 子どもが0歳のうちは平日に認定こども園等を利用していない人が半数以上となっていることから、在宅で父母による子育てが行なわれている様子がうかがえます。また、1歳以上になると、利用されている方が6割を超え、比較早い段階で保育サービスを利用される方が多いことがうかがえます。
- 認定こども園等を利用している人について、利用中のサービスをみると各年齢で「認定こども園または幼稚園」が6割以上となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園または幼稚園」の利用が35.1ポイント増加しています。
- 平日に認定こども園等を利用していない理由では、「園に空きがない」が前回調査より3.9ポイント増加しています。本市においては、保育の必要性が認められた就労中の保護者については不足なく保育サービスを提供できていますが、就労中ではない求職中の保護者等も保育サービスを利用できるよう、認定こども園や小規模保育所の充実等、教育・保育の提供体制の充実が求められます。
- 夏休み・冬休みなどの長期休暇中において、教育・保育の利用を希望する方が前回調査より増加しています。本市ではすべての幼稚園・保育所が既に認定こども園化しており、施設と連携した長期休暇中の預かり保育の受け入れ態勢の充実が求められます。
- 令和8年度より全市町村での取り組みが義務化する「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、実際に事業の対象者となる3歳未満の定期的な教育・保育の利用状況が無い方のニーズをみると、0歳と1歳では約8割の方が「利用したい」と回答されています。

## ②地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

### ○「子育てひろば」（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）の利用状況

「子育てひろば」の利用状況についてみると、「利用していない」が76.9%と最も高く、次いで「『子育てひろば』（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）を利用している」が21.6%、「その他市内で行われている類似のサービスを利用（例：子育てサークルの広場など）」が2.3%となっています。

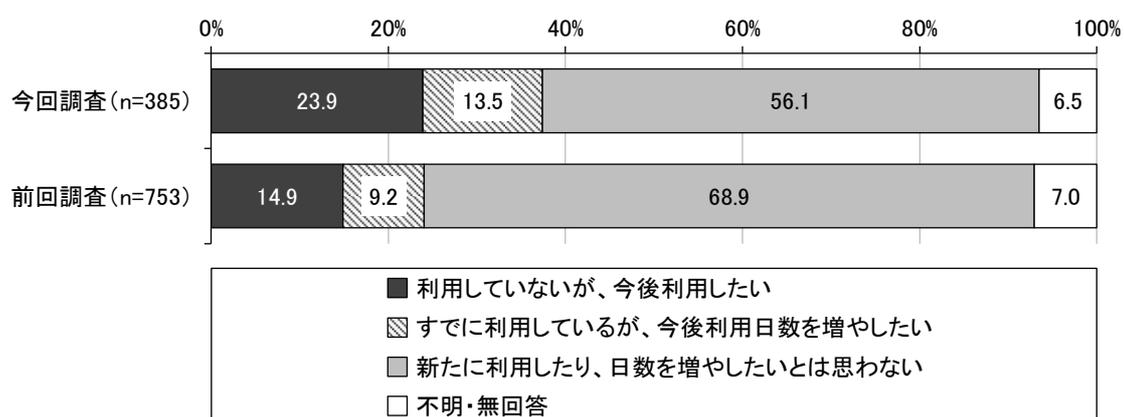
前回調査と大きな差はありません。



### ○「子育てひろば」（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）の今後の利用意向

「子育てひろば」などを今後利用したいかについてみると、「新たに利用したり、日数を増やしたいとは思わない」が56.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が23.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.5%となっています。

前回調査と比較すると、「新たに利用したり、日数を増やしたいとは思わない」が12.8ポイント低くなっています。



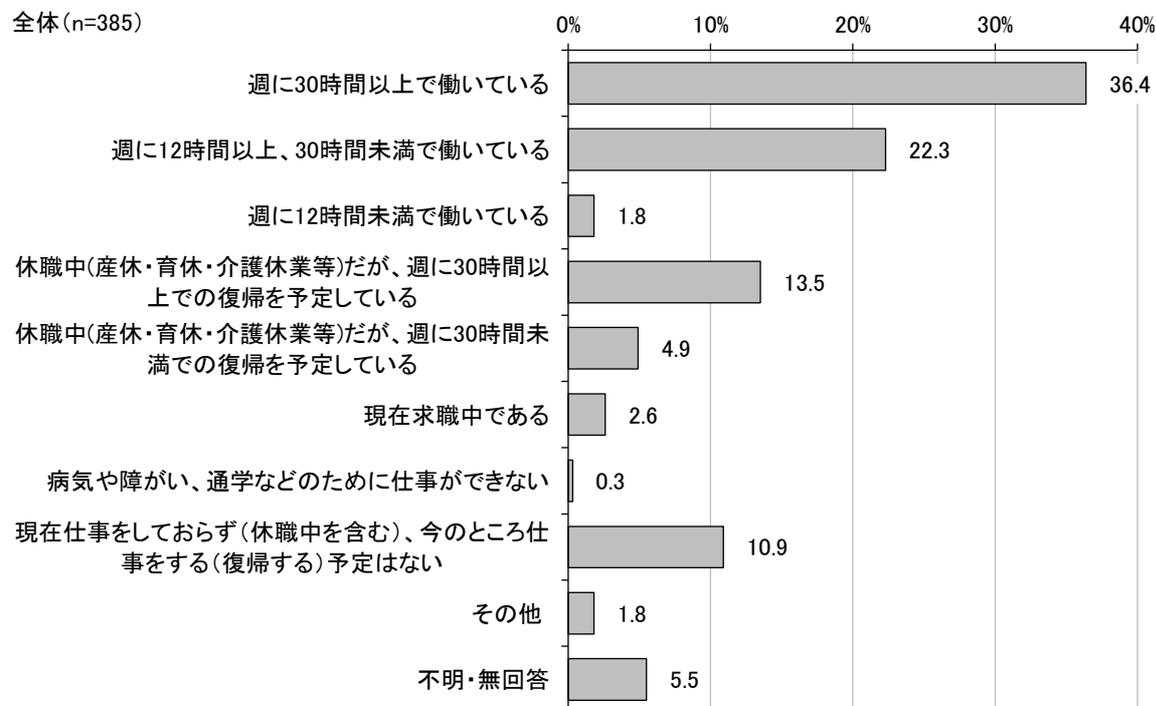
●地域子育て支援拠点事業について、前回調査結果と比較して利用者は微増の状況です。しかしながら、今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」という回答も多くなっています。

●本市では令和4年に全国的にもめずらしい「こどもの広場」「コワーキングスペース」「一時預かり」の機能が融合した『かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」』をオープンしており、子育て世帯の多様なニーズに応える体制の充実を図ってきました。今後も、施設の利活用の促進にむけた広報や、施設を活用した保護者の交流機会の充実等が求められます。

### ③男女共同参画とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関して

#### ○母親の就労状況

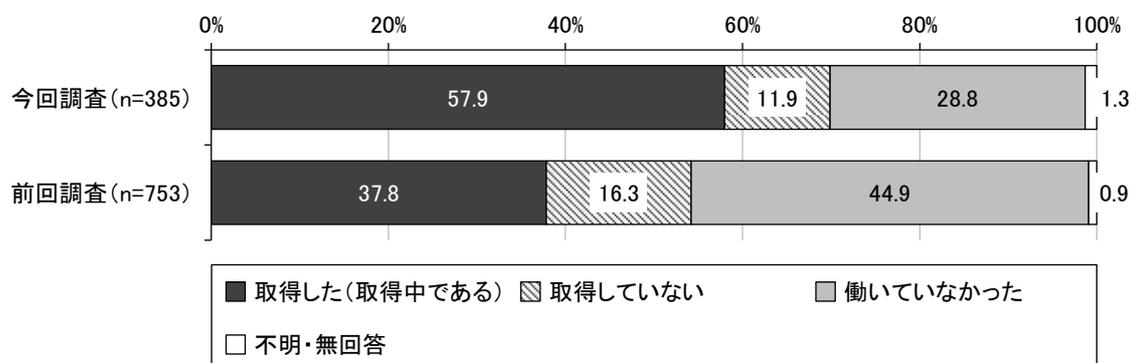
母親の就労状況についてみると、「週に30時間以上で働いている」が36.4%と最も高く、次いで「週に12時間以上、30時間未満で働いている」が22.3%、「休職中(産休・育休・介護休業等)だが、週に30時間以上での復帰を予定している」が13.5%となっています。



#### ○母親の育児休業の取得状況

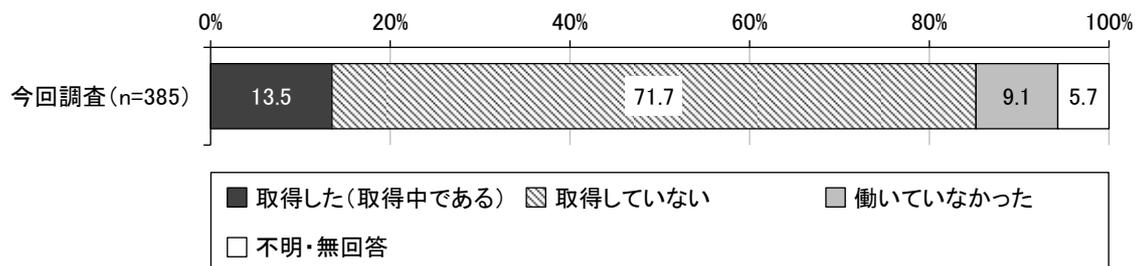
母親の育児休業取得状況についてみると、「取得した(取得中である)」が57.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が28.8%、「取得していない」が11.9%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が20.1ポイント高く、「働いていなかった」が16.1ポイント低くなっています。

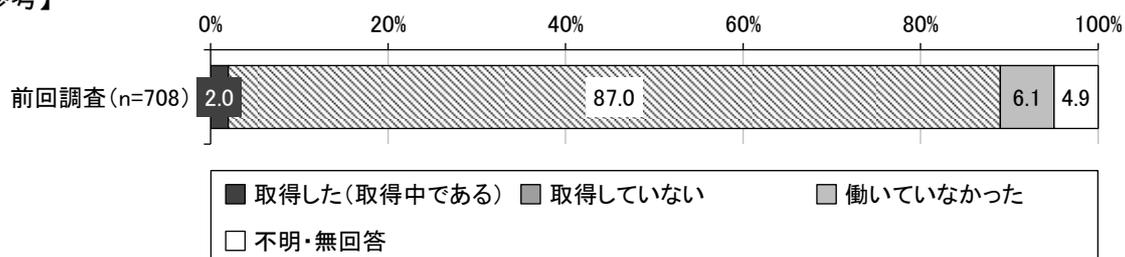


## ○父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が71.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が13.5%、「働いていなかった」が9.1%となっています。



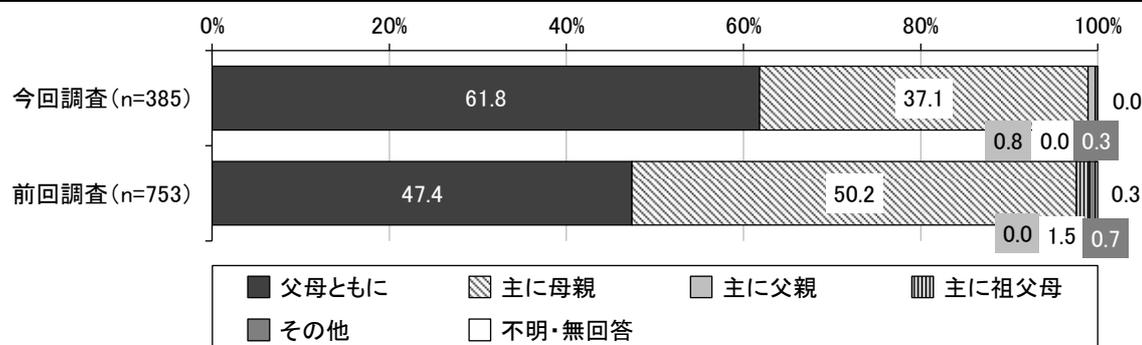
### 【参考】



## ○子育てを主に行っている方について

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が61.8%と最も高く、次いで「主に母親」が37.1%、「主に父親」が0.8%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」が14.4ポイント高く、「主に母親」が13.1ポイント低くなっています。



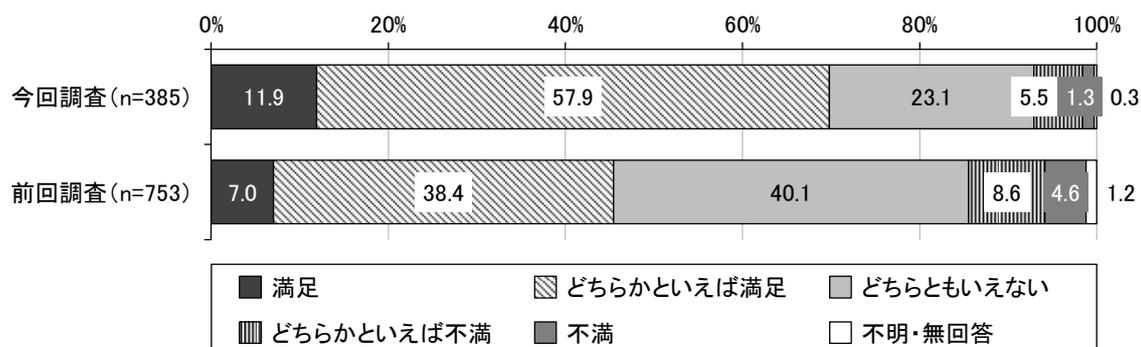
- 母親の就労状況について、「現在仕事をしておらず(休職中を含む)、今のところ仕事をする(復帰する)予定はない」と回答された方は約1割となっており、約8割の方が就労中または就労希望のある方となっています。
- 育児休業の取得状況について、母親では取得された方の割合が前回調査結果と比較して大幅に増加しており、妊娠・出産後も退職せず、継続して就労をされる方の割合が増加している事が見受けられます。また、父親においても、取得された方の割合が増加しています。
- 子育てを主に行っている方について、前回より「父母ともに」の割合が大幅に増加しており、上記の育児休業の取得状況から見ても、男性の育児参加が進んでいる事が見受けられます。しかしながら、未だに「主に母親」という回答も多く、父親の育児休業の取得割合も1割代となっていることから、男性の育児参加の促進またワーク・ライフ・バランスの向上にむけた取り組みの充実が求められます。

#### ④地域の子育て支援について

##### ○加西市の子育て支援についての満足度

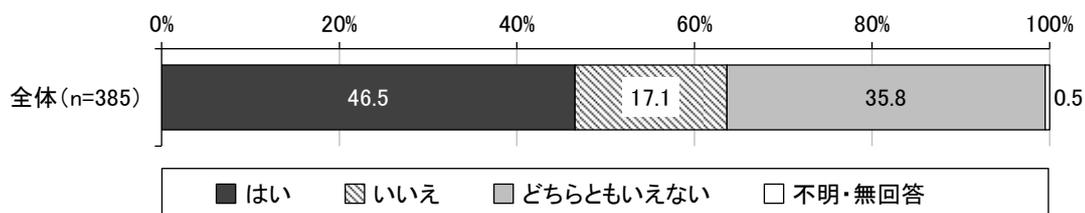
加西市での子育てに満足しているかについてみると、「どちらかといえば満足」が57.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.1%、「満足」が11.9%となっています。

前回調査と比較すると、「どちらかといえば満足」が19.5ポイント高く、「どちらともいえない」が17.0ポイント低くなっています。



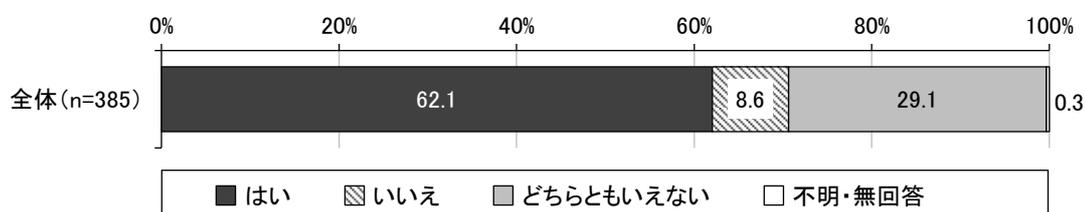
##### ○加西市独自の「子育て応援5つの無料化」は、子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるか

加西市の子育て支援策は子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるかについてみると、「はい」が46.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が35.8%、「いいえ」が17.1%となっています。



##### ○加西市の支援策は加西市にずっと住みたいというきっかけになるか

加西市の子育て支援策は加西市にずっと住みたいというきっかけになるかについてみると、「はい」が62.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が29.1%、「いいえ」が8.6%となっています。

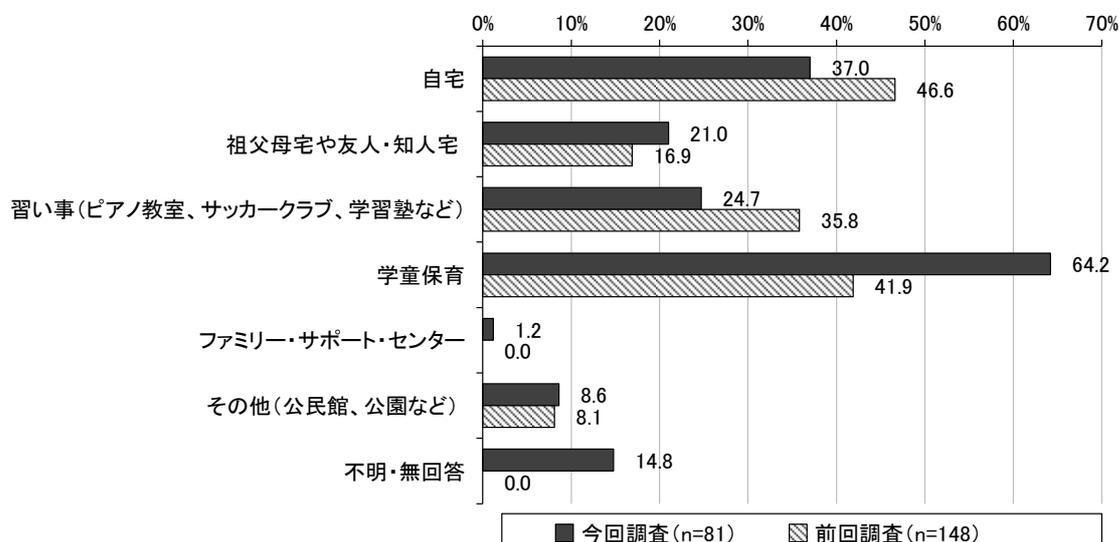


- 加西市の子育て支援の満足度について、前回調査結果と比較して『満足(あるいはどちらかといえば満足)』と回答された方が大幅に増加しています。
- 本市独自の「子育て応援5つの無料化」は、子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるかについて、約半数の方が「はい」と回答されており、少子化対策としての政策効果が高いことが見受けられます。また、同支援が本市への定住のきっかけになるかという設問についても、約6割の方が「はい」と回答されており、定住促進としての政策効果の高さもうかがえます。

## ⑤就学後の放課後の過ごし方

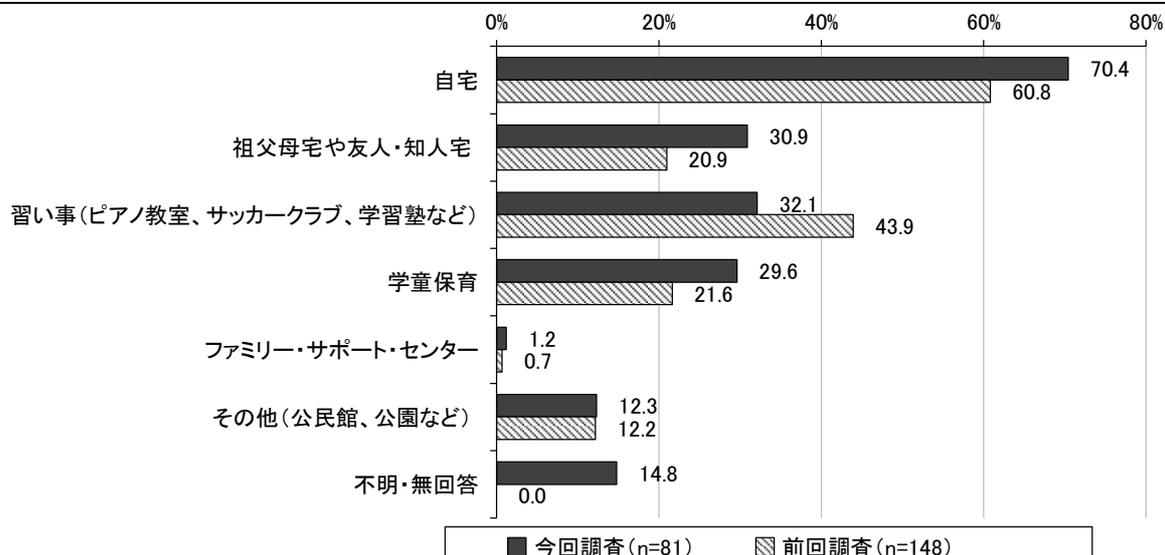
### ○小学校低学年の放課後の過ごし方の希望

5歳以上の子どもについて、小学校低学年（1～3年生）のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「学童保育」（64.2％）が最も多く、次いで「自宅」（37.0％）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（24.7％）となっています。



### ○小学校高学年の放課後の過ごし方の希望

5歳以上の子どもについて、小学校高学年（4～6年生）のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「自宅」（70.4％）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（32.1％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（30.9％）となっています。



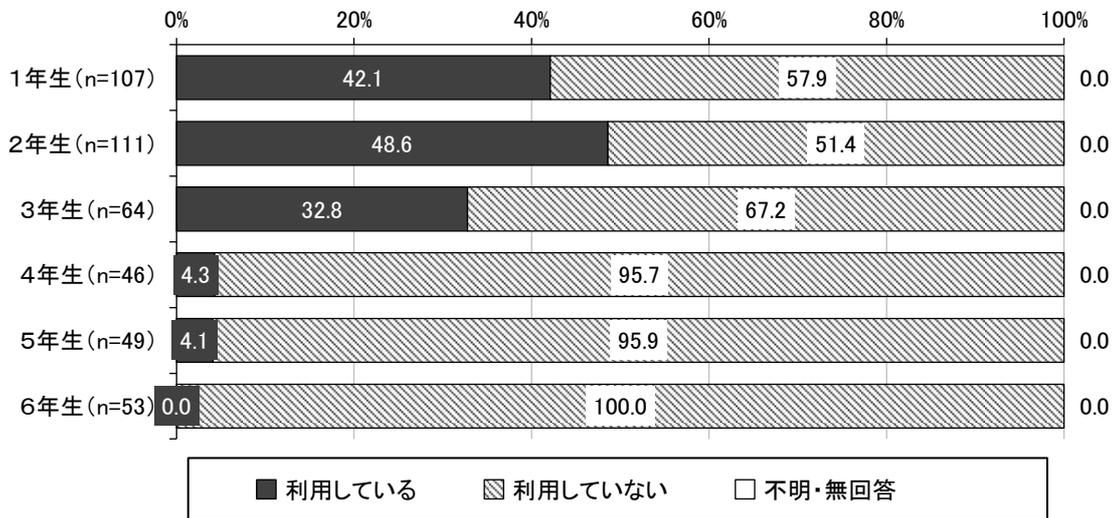
●低学年の放課後の過ごし方の希望について、「学童保育」と回答された方が約6割となっており、前回調査結果と比較して大幅に増加しています。また、高学年においても、「学童保育」と回答された方が約3割となっています。共働き世帯の増加により留守家庭が増加する中で、地域のボランティアや団体との連携も視野に入れ、放課後や休日、長期休暇中に子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所の充実が求められます。

## (8) 調査結果の概要(小学生)

### ①学童保育の利用状況《小学生》

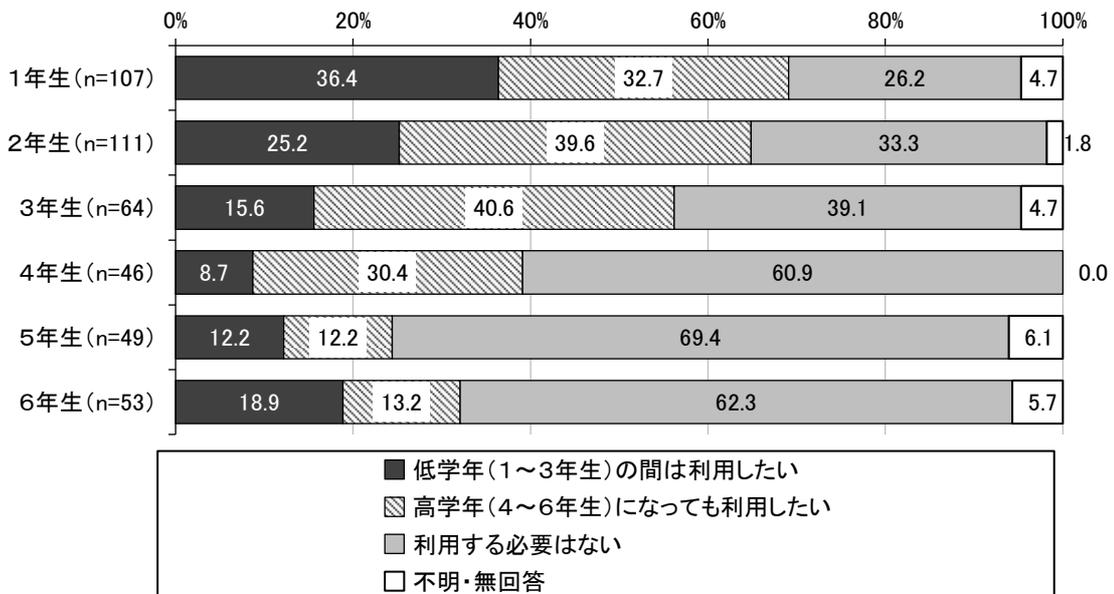
#### ○学童保育の利用状況

学年別に学童保育の利用状況をみると、「利用している」は1、2年生でそれぞれ4割以上、3年生で32.8%となっています。「利用していない」は4年生以上の各学年で9割以上となっています。



#### ○長期休みの学童保育の利用希望

学年別に学童保育の利用希望をみると、1年生では「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が最も高く、2~3年生では「高学年(4~6年生)になっても利用したい」、4年生以降は「利用する必要はない」がそれぞれ最も高くなっています。また、1~4年生では「高学年(4~6年生)になっても利用したい」との回答が3~4割となっています。



- 学童保育の利用割合は1年生で42.1%、2年生で48.6%となっており、2年生以降は学年が上がるるとともに利用割合が低下する傾向にあります。
- 長期休みの利用希望について、「利用する必要はない」と回答された方は3年生までは半数以下となっています。また、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」との回答が4年生までは3~4割となっており、ニーズの高さがうかがえます。

### 3. 「加西市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」の進捗状況

#### (1) 目標事業量による検証

##### ① 教育・保育の提供について

##### (ア) 1号(教育利用)認定の子ども

1号認定の子どもの申込者数は減少しており、利用定員を下回っているため、提供体制を確保することができています。

##### 1号(3～5歳児の教育利用)認定の子どもの状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	126	124	118	111	111
提供量(確保方策)	人	169	179	179	179	179
提供量(実績)	人	121	104	100	83	73

##### (イ) 2号(3～5歳児の保育利用)認定の子ども

2号認定の子どもの申込者数は減少しており、利用定員を下回っているため、提供体制を確保することができています。

##### 2号(3～5歳児の保育利用)認定の子どもの状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	833	816	777	733	733
提供量(確保方策)	人	859	829	829	829	829
提供量(実績)	人	823	815	755	707	681

##### (ウ) 3号(0～2歳児の保育利用)認定の子ども

3号認定の子どもの申込者数は0歳児と1歳児において増加傾向にあります。また、0歳児の令和4年度・5年度では提供量(実績)が確保方策を上回っています。

##### 3号(保育利用)認定の子どもの状況(0歳児)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	79	80	85	70	68
提供量(確保方策)	人	64	81	86	86	86
提供量(実績)	人	65	64	100	100	79

##### 3号(保育利用)認定の子どもの状況(1～2歳児)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	339	354	377	405	401
提供量(確保方策)	人	351	377	406	406	406
提供量(実績、1歳)	人	152	149	152	160	161
提供量(実績、2歳)	人	185	192	192	190	189
提供量(実績、合計)	人	337	341	344	350	350

## ②地域子ども・子育て支援事業の提供について

### (ア)時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

時間外保育事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	820	788	762	738	716
提供量(確保方策)	人	820	788	762	738	716
提供量(実績)	人					

### (イ)学童保育(放課後児童健全育成事業)

学童保育は、平日の放課後や長期休業期間中、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。申込者数が年々増加しており、市内全体の利用定員は下回っているものの、校区ごとに待機児童が生じていることから、提供体制を確保することが課題です。

学童保育(放課後児童健全育成事業)の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	420	422	431	440	433
提供量(確保方策)	人	460	480	510	510	510
提供量(実績)	人	366	388	408	382	430

### (ウ)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。実績ベースでは、過不足なく提供することができています。新型コロナウイルス感染症の収束後、施設受け入れが再開した令和4年度より利用者が急増しています。

子育て短期支援事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	20	20	20	20	20
提供量(確保方策)	人日	20	20	20	20	20
提供量(実績)	人日	0	0	27	30	40

### (エ) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
提供量(確保方策)	人日	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
提供量(実績)	人日					

### (オ) 幼稚園型の一時的預かり事業

幼稚園型の一時的預かり事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて実施する事業です。令和2年度から令和3年度にかけて、提供量(実績)が計画値を非常に大きく上回っています。

幼稚園型の一時的預かり事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	120	120	120	120	120
提供量(確保方策)	人日	120	120	120	120	120
提供量(実績)	人日	1,660	1,607	2,465	1,267	

### (カ) 幼稚園型以外の一時的預かり事業

幼稚園型以外の一時的預かり事業は、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを主として、昼間に認定こども園やその他の場所で一時的に預かる事業です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設が受け入れを制限した影響等もあり、令和2年度から令和3年度にかけて、提供量(実績)がニーズ量を大きく下回っています。

幼稚園型以外の一時的預かり事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
提供量(確保方策)	人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
提供量(実績)	人日	518	660	651		

### (キ) 病児保育事業

病児保育事業は、病気や病後回復期の児童を、就労等の理由により保護者が保育できない際に保育施設で預かる事業です。新型コロナウイルスの感染拡大による利用控えの影響もあり、令和2年度から令和4年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を下回りましたが、令和5年度は、提供量（実績）がニーズ量を上回っています。

病児保育事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	512	492	475	460	447
提供量（確保方策）	人日	512	492	475	460	447
提供量（実績）	人日	198	308	262	504	480

### (ク) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織です。新型コロナウイルスの感染拡大による利用控えの影響もあり、令和2年度から令和5年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を下回っています。

ファミリー・サポート・センターの状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	155	160	165	170	175
提供量（確保方策）	人日	155	160	165	170	175
提供量（実績）	人日	117	88	115	130	

※就学児童のみ

### (ケ) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。ニーズ量の見込みに対して過不足なく提供することができています。

利用者支援事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	箇所	1	1	1	1	1
提供量（実績）	箇所	1	2	2	2	2

## (コ) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健法第 13 条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。全国的な少子化の影響もあり、令和2年度から令和5年度にかけて、提供量(実績)が計画値を下回っています。

妊婦健康診査の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	400	390	380	370	360
	回数	3,000	2,900	2,800	2,700	2,600
提供量(実績)	人	375	285	192	281	220
	回数	2,867	2,121	2,388	2,093	2,856

## (サ) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。全国的な少子化の影響もあり、提供量(実績)が対象児童数(見込み)を下回っています。令和2年及び3年は新型コロナウイルス感染症対策のため一部の実施を見合わせ、令和4年度に延期して実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数(見込み)	人	251	253	269	224	217
提供量(実績)	人	233	135	219	190	180

## (シ) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業です。対象児童数の見込みに対して実績が大きく上回っています。令和6年度から育児・家事支援は子育て世帯訪問支援事業へ変更となりました。

養育支援訪問事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	5	5	5	5	5
提供量(実績)	人	26	25	27	26	28

## (2) 評価指標による検証

本市では、市民(受益者)目線での子ども・子育て支援施策等の評価を行うことを目的として、子育て支援に関するアンケート調査をもとにした評価指標を設定しています。

第2期計画において設定した評価指標の結果について、「子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合」は就学前、小学生ともに増加をめざしていましたが、小学生はやや減少しています。

「加西市での子育てに満足あるいはどちらかといえば満足と答えた人の割合」は就学前、小学生ともに増加し、目標を達成しており、約10年前の平成25年の調査時と比較すると、それぞれ2倍以上となっています。

評価指標の達成状況

基本理念	評価指標		【参考】	平成30年度 実績値	令和5年度 実績値	検証結果
			平成25年度 実績値			
安心して子ども を生き育てられ る加西市づくり	子育ての不安や負担を 感じないと答えた人の 割合	就学前	9.2%	11.2%	10.6%	減少
		小学生	9.9%	8.8%	6.6%	減少
	加西市での子育てに満 足あるいはどちらかとい えば満足と答えた人の 割合	就学前	30.7%	45.4%	69.8%	増加
		小学生	26.0%	42.4%	54.5%	増加

## 4. 加西市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

---

### (1) 教育・保育の充実

少子化対策の一環として全国で令和元年 10 月から開始された年少(3歳児クラス)以降の児童の保育料無償化や、共働き家庭の増加、また、令和4年 10 月に本市独自の支援施策として開始した保育料無償化の影響もあり、0歳児を含めた低年齢のこどもの保育ニーズが増加しています。

実際に、アンケート調査結果や、施設の利用状況からみても、1歳以降の教育・保育施設の利用割合が約7割となるなど、子どもの保育施設の利用率の増加が顕著です。また、アンケート調査において、教育・保育サービスを利用していない理由として「園に空きがない」との回答が約2割に達しており、就労中ではない求職中の保護者も保育サービスを利用できるよう、引き続き教育・保育の提供体制の充実が求められます。

同様に、学童保育においても利用児童割合が増加傾向にあり、体制の充実が求められるほか、本市では令和8年度以降に小学校の統合・再編を予定しており、学童保育においても影響があることから、学校や地域との連携のもと、児童の受け入れ体制の確保・充実を図ることが求められます。

また、学校教育の充実に関し、本市では未来の社会を担う人材を「3C次世代型人材」と名付け、①加西 BASE、②加西 STEAM、③加西 GLOBAL に伴う三つの取り組みを、「加西の教育 3本の矢」として、教職員研修による授業力の向上や、不登校・いじめ等の未然防止、グローバル人材の育成におけた外国語教育等を推進しており、引き続き、質の高い教育の推進とブランド力の向上におけた取り組みが求められます。

### (2) 安心して生み育てられる環境づくり

産前産後から子育て期においては、生活環境の急激な変化等により、不安や悩み、強いストレスを抱えやすい状況にあります。そのような状況が深刻化すると、産後うつやネグレクト等の虐待にもつながるリスクがあるため、早期に本人また周囲の見守りにより異変を察知し、相談や支援に繋がる体制の充実が求められます。

そのほかにも、子育てに関し様々な悩みや不安を抱える保護者の孤立の防止や、相談機会の充実に向けて、地域子育て支援拠点等を活用した保護者同士の交流の促進に取り組むとともに、令和6年度に開設した加西市こどもサポートセンター(こども家庭センター)を核として、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な相談支援に取り組むことが求められます。

また、生活の安定のためには、保護者の子育てと仕事の両立支援も重要です。アンケート調査結果をみると、父母ともに、5年前の調査時より育児休業の取得割合が増加している事が見受けられますが、男性の家事や子育てへの一層の参画や女性のキャリアの維持・向上のためにも、企業とも連携し、育児休業や短時間勤務等の制度の利活用の促進に取り組み、それぞれの家庭が望むワーク・ライフ・バランスの実現を後押しすることが求められます。

### (3) 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

昨今の物価上昇の影響が子育て世帯にも出ています。大手保険会社が公表した子育て世帯への調査結果では9割以上が「物価高による負担を感じている」と回答しており、負担を感じる費用は、乳児のミルク代等を含む「食費」が最も多く、次いで「自宅の電気・ガス代など」となっています。

子どもを安心して生み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担軽減に向けて、引き続き「5つの無料化」等の経済的支援に取り組んでいく事が求められます。

また、子育て世帯の中でも、ひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが求められます。

そのほかにも、「誰もが安心して暮らせる基盤づくり」のために重要なこととして、障がいのある児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒の増加に対応できる体制の充実が挙げられます。現在も、市直営の療育スペース「ねひめキッズ(児童療育室)」における相談・発達支援や、特別支援教育の受け入れ体制の充実、通訳者派遣等を通じた外国人保護者と教育・保育施設のコミュニケーション支援等に取り組んでいますが、今後もニーズの増加・多様化に合わせて支援の充実を図ることが求められます。

### (4) 地域と連携した支援の推進

令和5年4月に施行されたこども基本法の中では、年齢等に関わらずすべての子どもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。

本市においても、すべての子どもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、こども基本法に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、教育・保育施設や学校、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、子どもの幸福生活を担保する「こどもまんなか」の地域づくりを推進することが求められます。

本市では、地域のボランティアや民間団体等の有志によって多数の「こども食堂」が開設されているほか、こどもの学習支援事業に関する取り組み等が推進されています。また、ファミリー・サポート・センターを通じた住民同士の互助活動や、民生委員児童委員等が中心となった見守り・相談活動など、多くの住民や団体の協力による子育て支援が推進されています。

引き続き、「こどもまんなか」の地域づくりに向けて、地域と連携した支援に取り組むことが求められます。